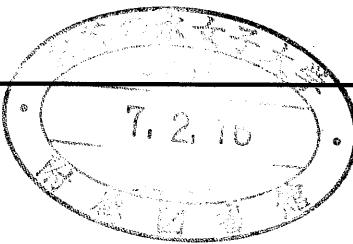


第162号



お茶の水女子大学学報

平成 7 年 1 月 1 日

お茶の水女子大学庶務課

目 次

◇関係法令	1
◇人事	3
◇新任部局長紹介	6
◇学内規則	7
○お茶の水女子大学組換DNA実験安全管理規則の一部を改正する規則	7
○お茶の水女子大学大学院規則の一部を改正する規則	8
○お茶の女子大学大学院科目等履修生規程	10
○お茶の水女子大学大学院研究生規程	12
○お茶の水女子大学大学院外国人留学生規程	14
○お茶の水女子大学共通機器センター規程	16
○お茶の水女子大学共通機器センター運営委員会規程	17
○お茶の水女子大学共通機器センター利用規程	19
○お茶の水女子大学学則の一部を改正する学則	20
○お茶の水女子大学学部研究生規程の全部を改正する規程	21
○お茶の水女子大学外国人留学生規程	22
○お茶の水女子大学学部聴講生規程の一部を改正する規程	24
○お茶の水女子大学文教育学部履修規程の一部を改正する規程	25

◇学事	26
○学位記授与式について	26
○平成7年度お茶の水女子大学学生募集要項	27
○平成7年度お茶の水女子大学私費外国人留学生(学部留学生)入学者募集要項	45
○平成7年度お茶の水女子大学大学院理学研究科(修士課程)学生第2次募集要項	52
○平成7年度お茶の水女子大学大学院理学研究科(修士課程)社会人特別選抜学生募集要項	62
○平成7年度お茶の水女子大学大学院家政学研究科(修士課程)第2次学生募集要項	66
◇諸報	74
○永年勤続者表彰について	74
○奨学金授与式について	75
○平成6年度教育者表彰について	75
○平成6年度学校保健及び学校安全に関する文部大臣表彰について	75
○「お茶の水女子大学の現状と課題」懇談会(第2回)の開催について	76
○海外渡航について	77
○レクリエーション行事について	78
○研修について	78
○健康診断について	78
◇日誌	79

関係法令

【法 律】

- 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（法律第89号、11月7日官報）
- 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（法律第90号、11月7日官報）
- 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（法律第98号、11月16日官報）

【政 令】

- 国家公務員等共済組合法施行令及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第357号、11月16日官報）
- 学校教育法施行令の一部を改正する政令（政令第377号、11月30日官報）
- 勤労者財産形成促進法施行令の一部を改正する政令（政令第382号、12月2日官報）
- 所得税法施行令の一部を改正する政令（政令第383号、12月2日官報）
- 平成7年分所得税の特別減税のための臨時措置法施行令（政令第384号、12月2日官報）
- 行政改革委員会設置法の施行期日を定める政令（政令第393号、12月16日官報）
- 行政改革委員会設置法施行令（政令第394号、12月19日官報）

【省 令】

- 日本体育・学校健康センター法施行規則の一部を改正する省令（文部省第43号、10月27日官報）
- 国立学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令（文部省令第44号、11月1日官報）
- 国家公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令（大蔵省令第109号、11月16日官報）
- 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（文部省令第46号、11月24日官報）
- 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（文部省令第48号、11月30日官報）
- 学校保健法施行規則の一部を改正する省令（文部

省令第49号、12月8日官報）

【規 則】

- 人事院規則1-4（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を改正する人事院規則（人事院1-4-14、11月7日官報）
- 人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則（人事院9-8-23、11月7日官報）
- 人事院規則9-15（宿日直手当）の一部を改正する人事院規則（人事院9-15-6、11月7日官報）
- 人事院規則9-24（通勤手当）の一部を改正する人事院規則（人事院9-24-7、11月7日官報）
- 人事院規則9-34（初任給調整手当）の一部を改正する人事院規則（人事院9-34-10、11月7日官報）
- 人事院規則9-57（教職調整額の支給方法等）の一部を改正する人事院規則（人事院9-57-10、11月7日官報）
- 平成6年改正法附則第3項の規定による最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等（人事院9-98、11月7日官報）
- 人事院規則9-6（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則（人事院9-6-24、11月16日官報）
- 人事院規則9-30（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則（人事院9-30-27、12月16日官報）
- 人事院規則9-17（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則（人事院9-17-5、12月19日官報）
- 人事院規則17-0（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則（人事院17-0-3、12月26日官報）

【告 示】

- 平成7年度科学研究費補助金奨励研究（B）の計画調書の提出期間等を定める件（文部省告示第143号、11月1日官報）
- 国家行政組織法の規定に基づき平成6年10月1日現在の行政期間の組織を告示（総務庁第90号、12月7日官報）

人 事

◎常勤職員

発令年月日	氏 名	異 動 内 容	異動区分	異動前の所属・官職
6. 11. 1	脇 紀夫	文部事務官(理学部)	採 用	
"	大 口 勇次郎	附属図書館長・評議員 併任期間 8. 10. 31まで	併 任	(文教育学部教授)
6. 11. 16	相 原 茂	教授(文教育学部)	昇 任	助教授(文教育学部)
"	藤 枝 修 子	教授(理学部)	"	助教授(理学部)
"	益 田 祐 一	"	"	"
6. 12. 23	尾 田 幸 雄	附属中学校長事務代理(命)	公の名称	(文教育学部教授)

◎非常勤職員

発令年月日	氏 名	異 動 内 容	期 間	備 考
6. 10. 31	神 林 秀	辞職承認		理学部
"	寺 内 かえで	"		"
6. 11. 1	賀 山 道 子	事務補佐員(学生課)	6. 11. 1～7. 3. 31	
"	駒ヶ嶺 何千子	教務補佐員(生活科学部)	"	
6. 11. 7	丸 井 美 保	教務補佐員(理学部)	6. 11. 7～7. 3. 31	
6. 11. 30	泉 慶 子	辞職承認		文教育学部
6. 12. 1	清 水 まさみ	教務補佐員(生活科学部)	6. 12. 1～7. 3. 31	
"	平 岡 洋 子	ティーチング・アシスタント (文教育学部)	6. 12. 1～7. 2. 28	
"	天 野 千 恵	"	"	
"	松 本 知 子	"	"	
"	孟 祥 凤	"	"	
"	中 正 由 紀	"	"	
"	清 水 利 香	"	"	
"	森 本 泉	"	"	
"	谷 口 幸 代	"	"	
"	岡 田 美 也 子	"	"	
"	小 高 直 子	"	"	

発令年月日	氏 名	異 動 内 容	期 間	備 考
6. 12. 1	安 藤 好 恵	ティーチング・アシスタント (文教育学部)	6. 12. 1～7. 2. 28	
"	圓 山 聰 子	"	"	
"	曹 敏	"	"	
"	藤 原 千 明	"	"	
"	前 田 千 世	"	"	
"	森 津 太 子	"	"	
"	薬 師 神 玲 子	"	"	
"	江 尻 桂 子	"	"	
"	山 上 真 貴 子	"	"	
"	野 口 眇	"	"	
"	波 照 間 永 子	"	"	
"	村 岡 京 子	"	"	
"	梅 林 郁 子	"	"	
"	櫻 井 由 美	"	"	
"	山 崎 真 弓	"	"	
"	藤 井 桂 子	"	"	
6. 12. 5	松 戸 美 江	ティーチング・アシスタント (理学部)	6. 12. 5～7. 2. 28	
"	松 井 麻 依	"	"	
"	夏 目 千 鶴 子	"	"	
"	門 吉 朋 子	"	"	
"	遠 藤 理 佳	"	"	
"	藤 井 香 澄	"	"	
"	橋 本 美 奈 子	"	"	
"	坂 田 聰 子	"	"	
"	井 須 芳 美	"	"	
"	中 村 恭 子	"	"	
"	丸 山 知 子	"	"	
"	奥 嶴 明 希	"	"	
"	永 廣 ますみ	"	"	
"	竹 島 由 里 子	"	"	
"	新 井 晶 子	"	"	

発令年月日	氏 名	異 動 内 容	期 間	備 考
6. 12. 5	田 村 由紀子	ティーチング・アシスタント (生活科学部)	6. 12. 5～7. 3. 31	
"	栗津原 元 子	"	"	

◎非常勤講師

発令年月日	氏 名	異 動 内 容	期 間	備 考
6. 11. 1	相 樂 典 泰	講師(生活科学部)	6. 11. 1～7. 3. 31	鹿島建設㈱ 技術研究所次長
"	松 本 美 鈴	"	"	
6. 11. 4	大 竹 大	講師(附属高等学校)	6. 11. 4～6. 11. 29	
6. 11. 14	橋 本 義 武	辞任承認		理学部
6. 11. 16	奥 野 誠	講師(理学部)	6. 11. 16～7. 3. 31	東京大学助教授
"	吉 野 正 史	"	"	中央大学教授
"	楠 文 代	"	"	東京薬科大学助教授
"	土 屋 莊 次	"	"	日本女子大学教授
"	神 林 秀	"	"	
"	北 野 晃 朗	"	"	
6. 12. 1	石 田 英 子	講師(文教育学部)	6. 12. 1～7. 3. 31	文京女子大学講師
"	堀 信 行	"	"	東京都立大学教授
"	水 上 富士夫	講師(理学部)	"	通商産業省工業技術院室長
"	功 刀 正 行	"	"	国立環境研究所主任研究員
"	青 木 清	"	"	上智大学教授
"	鳥 越 隆 士	講師(生活科学部)	"	国立身体障害者リハビリテーションセンター学院教官
"	古 谷 野 亘	"	"	東京都老人総合研究所室長
"	岡 本 洋 三	講師(家政学部)	"	東京ガス(株)理事
6. 12. 15	王 聰	辞職承認		文教育学部
6. 12. 16	渡 辺 伸	講師(附属高等学校)	6. 12. 16～7. 3. 31	信州大学助教授
"	三 篠 俊 彦	"	"	"

新任部局長紹介

○附属図書館長

(任期 平成6年11月1日～平成8年10月31日)



氏名 大口 勇次郎

生年月日 昭和10年8月30日

出身地 世田谷区(東京都)

専攻 日本近世史

[略歴]

昭和34年3月 東京大学文学部国史学科卒業
昭和36年3月 同 大学院人文科学研究科修士課程修了
昭和39年3月 同 博士課程中退
昭和39年4月 東京大学文学部 助手
昭和41年4月 お茶の水女子大学文教育学部 講師
昭和43年4月 同 助教授
昭和53年2月 同 教授
昭和63年1月 お茶の水女子大学 学生部長
(併任平成元年12月まで)
平成2年10月 同 文教育学部長
(併任4年9月まで)

[モットー]

初心、忘るべからず。

[就任の言葉]

図書館は、平成2年から情報機器を導入しオン・ライン化を進めていますが、6年に2台目の機械に更新されてようやく整備の段階に入りました。研究室と図書館を結ぶ学内ランが完成すると、情報提供における図書館の役割が一層重要になってくるので、今後の方向をよく見定めたいと思います。また図書館は全学の文化センターとして、図書やコンピューター情報の他に、教職員・学生の交流できる「場」についても考えてみたいと思っています。

図書館のサービスについては、これまでの一利用者としての気持ちを忘れずに任に当たるつもりですので、皆様の声をお寄せ下さい。

学内規則

○平成6年お茶の水女子大学規則第20号

お茶の水女子大学組換えDNA実験安全管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成6年10月26日

お茶の水女子大学長 太田次郎

お茶の水女子大学組換えDNA実験安全管理規則の一部を改正する規則

お茶の水女子大学組換えDNA実験安全管理規則（昭和62年11月25日制定）の一部を次のように改正する。

別表中1文部大臣承認に係る実験の項中

(6) 動物個体を用いる実験
の一部
〔指針附属資料第12のI
の2の(1)～(5)〕

を

(6) 動物個体を用いる実験
の一部
〔指針附属資料第12のI
の2の(1)～(6)〕

に改める。

別紙様式2別紙中7を次のように改める。

7 動物個体を用いる実験（異種DNA分子を導入した動物のうち文部大臣が安定かつ安全な系統動物として認定したものを除く）

7-1 異種DNA、組換え体の接種

ア 原核生物、下等真核生物のうち病原性のあることが新たに認められたものを作製した異種のDNA分子または組換え体を用いる実験

イ 真核生物のウイルスのうち、別表4-(1)に掲げるもの及び別表4にないものを供与体またはベクターとして作製した異種のDNA分子または組換え体を用いる実験

ウ 別表6に掲げるウイルスをベクターとして使用し、感染力のある当該組換えウイルス粒子を産生する実験

エ 霊長類を用いて行う実験

オ 実験に用いた動物個体の子孫を得て第1代と異なる管理を行う実験

カ 実験室外の特定の区画された区域において飼育する実験

7-2 大臣承認実験により作製した動物個体またはその子孫を他の研究者から
譲り受ける場合

同様式同別紙中8-2を次のように改める。

8-2 大臣承認実験により作製した植物個体等を他の研究者から譲り受ける場
合（異種DNA分子を導入した植物のうち文部大臣が安定かつ安全な系統
植物として認定したものと除く）

附 則

この規則は、平成6年10月26日から施行する。

○平成6年お茶の水女子大学規則第21号

お茶の水女子大学大学院規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

平成6年11月24日

お茶の水女子大学長 太田次郎

お茶の水女子大学大学院規則の一部を改正する規則

お茶の水女子大学大学院規則（昭和38年4月24日制定、昭和51年6月23日全部改
正）の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

（他の大学院における授業科目の履修）

第11条 研究科において教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院との協議に
に基づき、学生が当該他の大学の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により、学生が他の大学の大学院において履修した授業科目につい
て修得した単位は、研究科委員会の議に基づき、当該研究科における授業科目の
履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定は、第23条の規定による留学の場合に準用する。

4 前2項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて、
修士課程においては10単位を、博士課程においては4単位を超えない範囲とする。

5 前4項に定めるもののほか、他の大学の大学院における授業科目の履修に関し
必要な事項は、各研究科において別に定める。

第11条の2を次のように改める。

（他の大学院等における研究指導）

第11条の3 研究科において教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院若しく
は研究所等又は外国の大学の大学院若しくは研究所等（以下「他大学院等」とい
う。）との協議に基づき、当該研究科の学生が当該他大学院等において必要な研
究指導を受けることを認めることができる。

2 前項の規定により、他大学院等において研究指導を受ける期間は、修士課程の
学生にあっては、1年を超えないものとする。

第11条の次に次の1条を加える。

(既修得単位の認定)

第11条の2 研究科において教育上有益と認めるときは、学生が当該研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、当該研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学の場合を除き、第11条の規定により他の大学の大学院において修得した単位とは別に、修士課程においては10単位を、博士課程においては4単位を超えない範囲とする。

3 前2項に定めるもののほか、既修得単位の認定に関し必要な事項は、各研究科において別に定める。

第19条第1項中第5号を第6号とし、第4号を次のように改める。

五 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

同条同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

二 学校教育法第68条の2第3項の規定により学士の学位を授与された者

第32条から第52条〔最終の条〕までを次のように改める。

第6章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び特別研究学生

(科目等履修生)

第32条 学長は、本学大学院の学生以外の者で、本学大学院が開設する一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該研究科委員会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第33条 学長は、本学大学院において特定の事項について研究を行うことを希望する者があるときは、当該研究科委員会の議を経て、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第34条 学長は、本学の研究科において特定の授業科目を履修することを希望する他の大学又は外国の大学の大学院(以下「他大学院」という。)の学生があるときは、当該研究科委員会の議を経て、当該他大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(特別研究学生)

第35条 学長は、本学の研究科において研究指導を受けることを希望する他大学院の学生があるときは、当該研究科委員会の議を経て、当該他大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することができる。

(特別聴講学生及び特別研究学生の検定料等)

第36条 特別聴講学生及び特別研究学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

2 特別聴講学生及び特別研究学生に係る授業料の額は、国立学校における授業料

その他の費用に関する省令第12条の規定に基づき、別に定める。ただし、特別聴講学生および特別研究学生が国立大学の大学院の学生であるときは、授業料を徴収しない。

第37条 前3条に定めるもの及び他大学院との協議に基づき定めるものほか、特別聴講学生及び特別研究学生に関し必要な事項は、各研究科において別に定める。
(科目等履修生等の入学資格)

第38条 科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び特別研究学生として本学大学院に入学できる者は、女子に限らないものとする。

第7章 外国人留学生

第39条

学長は、外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 雜則

(学則の準用)

第40条 この規則に定められていない事項については、本学学則を準用する。

(規則の改廃)

第41条 この規則の改廃は、評議会の議に基づき行う。

次の附則を加える。

2 第39条第1項に規定する外国人留学生として入学できる者は、当分の間、女子に限るものとする。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

○平成6年お茶の水女子大学規則第22号

お茶の水女子大学大学院科目等履修生規程を次のとおり定める。

平成6年11月24日

お茶の水女子大学長 太田次郎

お茶の水女子大学大学院科目等履修生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、お茶の水女子大学大学院規則第32条第2項の規定に基づき、お茶の水女子大学大学院科目等履修生（以下「科目等履修生」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 科目等履修生として本学大学院修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 大学を卒業した者
 - 二 学校教育法第68条の2第3項の規程により学士の学位を授与された者
 - 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - 四 大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、文部大臣の指定した者
 - 五 その他本学大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認めた者
- 2 科目等履修生として本学大学院博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- 一 修士の学位を有する者
 - 二 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
 - 三 修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者として、文部大臣の指定した者
 - 四 その他本学大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- (入学時期)
- 第3条 科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。
- (入学の出願)
- 第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、次の書類に検定料を添えて、指定の期日までに学長に提出しなければならない。
- 一 入学願書
 - 二 最終出身校の卒業（修了）証明書又はこれに相当する証明書
 - 三 勤務先所属長又は在籍大学長の承認書
 - 四 健康診断書
- (入学者の選考)
- 第5条 入学者の選考は、授業科目担当教官による審査を経て、研究科委員会又は研究科会議において行う。
- (入学手続及び入学許可等)
- 第6条 前条の選考の結果、合格した者は、所定の書類を指定の期日までに提出するとともに、入学料を納付しなければならない。
- 2 学長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。
- 3 入学を許可された者は、授業料を所定の期日までに納付しなければならない。
- (履修期間)
- 第7条 履修期間は、入学を許可された年度内とする。
- (履修科目の追加)
- 第8条 学年の始めに科目等履修生として入学した者が、後学期から新たな履修科目の追加を希望したときは、審査の上、これを許可することができる。
- (単位の認定)
- 第9条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。
- 2 前項の規定により修得した単位については、本人の請求に基づき単位修得証明書を交付する。

(退 学)

第10条 履修期間中に退学しようとする者は、事由を記載した文書により学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(検定料、入学料及び授業料)

第11条 科目等履修生に係る検定料、入学料及び授業料の額は、国立学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第9号）第12条の規定に基づき、別に定める。

2 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

(その他)

第12条 科目等履修生については、この規程に定めるもののほか、大学院規則及びその他の学内規程を準用する。

附 則

1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。

2 お茶の水女子大学大学院（家政学研究科）聴講生規程（昭和40年4月1日制定）は廃止する。

○平成6年お茶の水女子大学規則第23号

お茶の水女子大学大学院研究生規程を次のとおり定める。

平成6年11月24日

お茶の水女子大学長 太田次郎

お茶の水女子大学大学院研究生規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、お茶の水女子大学大学院規則第33条第2項の規定に基づき、お茶の水女子大学大学院研究生（以下「研究生」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 研究生として本学大学院修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 修士の学位を有する者

二 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者

三 修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者として、文部大臣の指定した者

四 その他本学大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

2 研究生として本学大学院博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 博士の学位を有する者又は博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位

- を修得し退学した者
- 二 外国において博士の学位に相当する学位を授与された者
 - 三 その他本学大学院において、博士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- (入学時期)

第3条 研究生の入学の時期は、原則として学年又は学期の始めとする。

(入学の出願)

第4条 研究生として入学を志願する者は、次の書類に検定料を添えて、指定の期日までに学長に提出しなければならない。

- 一 入学願書
 - 二 最終出身校の修了証明書又はこれに相当する証明書
 - 三 研究計画書
 - 四 勤務先所属長の承認書
 - 五 健康診断書
- (入学者の選考)

第5条 入学者の選考は、指導教官による審査を経て、当該研究科委員会又は研究科会議（以下「研究科委員会等」という。）において行う。

(入学手続及び入学許可等)

第6条 前条の選考の結果、合格した者は、所定の書類を指定の期日までに提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

3 入学を許可された者は、授業料を所定の期日までに納付しなければならない。

(研究期間)

第7条 研究期間は、原則として入学を許可された年度内の6月又は1年とする。

ただし、指導教官が必要と認めたときは、研究科委員会等の議に基づき、当初の研究期間と通算して2年を超えない範囲で、研究を継続することができるものとする。

(研究指導等)

第8条 研究生は、指導教官の指導のもとに、特定事項の研究を行うものとする。

2 指導教官は、研究指導上、研究生に当該研究に関連のある講義等を聴講させる必要があると認めたときは、当該授業科目担当教官の承認を得て、講義等を聴講させることができるものとする。

(研究証明書)

第9条 研究科長は、研究終了者の請求に基づき、研究題目及び研究期間を記載した研究証明書を交付するものとする。

(研究中止)

第10条 研究期間途中において研究を中止しようとする者は、事由を記載した文書により学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(検定料、入学料及び授業料)

第11条 研究生に係る検定料、入学料及び授業料の額は、国立学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第9号）第12条の規定に基づき、

別に定める。

2 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

(その他)

第12条 研究生については、この規程に定めるもののほか、大学院規則及びその他の学内規程を準用する。

附 則

1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。

2 お茶の水女子大学大学院外国人研究生規程（昭和58年3月18日制定）は廃止する。

3 この規程施行の際、現に廃止前のお茶の水女子大学大学院外国人研究生規程に基づき、研究生として在籍している者は、この規程により入学を許可された者とみなす。ただし、研究期間は、第7条の規定にかかわらず、この規程施行の日から2年を限度として研究を継続できるものとする。

○平成6年お茶の水女子大学規則第24号

お茶の水女子大学大学院外国人留学生規程を次のとおり定める。

平成6年11月24日

お茶の水女子大学長 太田次郎

お茶の水女子大学大学院外国人留学生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、お茶の水女子大学大学院規則第39条第2項の規定に基づき、お茶の水女子大学大学院外国人留学生（以下「外国人留学生」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「外国人留学生」とは、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学大学院に入学を許可された外国人をいう。

(区分)

第3条 前条に規定する外国人留学生の区分は、次のとおりとする。

- 一 学生
- 二 科目等履修生
- 三 研究生
- 四 特別聴講学生
- 五 特別研究学生

(入学資格)

第4条 外国人留学生として本学大学院に入学することのできる者は、前条各号に定める区分に従い、当分の間、別に定める入学資格を有する女子とする。

(入学時期)

第5条 外国人留学生の入学の時期は、原則として学年又は学期の始めとする。ただし、学生については、学年の始めとする。

(入学の出願)

第6条 学生として入学を志願する者は、大学院外国人留学生募集要項に定める書類に検定料を添えて、学長に提出しなければならない。

2 科目等履修生又は研究生として入学を志願する者は、大学院科目等履修生規程又は大学院研究生規程に規定する書類の他に次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、学長に提出しなければならない。

- 一 最終出身校の成績証明書
- 二 最終出身校の長又は関係教官の推薦書
- 三 日本語による研究計画書
- 四 日本語能力を示す証明書
- 五 我が国に居住する保証人による身元保証書
- 六 その他大学が必要と認める書類

3 特別聴講学生及び特別研究学生にあっては、別に定めるところによる。

(入学者の選考)

第7条 入学者の選考は、別に定めるところにより、研究科委員会又は研究科会議(以下「研究科委員会等」という。)において行う。ただし、国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定)に基づく国費外国人留学生(以下「国費外国人留学生」という。)及び外国政府派遣留学生の選考については、文部大臣の選定に基づき、研究科委員会等において行うものとする。

(入学手続及び入学許可等)

第8条 前条の選考の結果、合格した者は、所定の書類を指定の期日までに提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

3 入学を許可された者は、授業料を所定の期日までに納付しなければならない。

(研究期間の特例)

第9条 研究生のうち、国費外国人留学生及び外国政府派遣留学生に係る研究期間は、2年を超えない範囲で文部省の指定する期間とする。

(検定料、入学料及び授業料)

第10条 学生に係る検定料、入学料及び授業料の額は、国立学校における授業料その他の費用に関する省令(昭和36年文部省令第9号)(以下「費用省令」という。)の定めるところによる。

2 科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び特別研究学生に係る検定料、入学料及び授業料の額は、費用省令第12条の規定に基づき、別に定める。ただし、大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項(平成3年4月11日文部省学術国際局長裁定)の第4により文部省の承認を得た協定に基づき入学する者については、検定料、入学料及び授業料を徴収しない。

3 国費外国人留学生については、検定料、入学料及び授業料を徴収しない。

4 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

第11条 外国人留学生については、この規程に定めるもののほか、大学院規則及び

その他の学内規程を準用する。

附 則

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 お茶の水女子大学大学院外国人学生規程（昭和39年12月23日制定）は、廃止する。

○平成6年お茶の水女子大学規則第25号

お茶の水女子大学共通機器センター規程を次のとおり定める。

平成6年11月24日

お茶の水女子大学長 太田次郎

お茶の水女子大学共通機器センター規程

(目 的)

第1条 お茶の水女子大学共通機器センター（以下「センター」という。）は、お茶の水女子大学（以下「本学」という。）における各種大型機器を集中管理し、本学における研究及び教育の共同利用に供するとともに、各大型機器による分析技術の研究・開発等を行い、もって教育研究の推進に資することを目的とする。

(業 務)

第2条 前条の目的を達成するため、センターにおいては、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 機器の管理運営に関すること。
- 二 機器の利用及びその講習に関すること。
- 三 本学の学生に対する教育及び研究指導等に関すること。
- 四 その他センターの運営に関すること。

(運営委員会)

第3条 センターに、センターの管理・運営に関する重要事項を審議するため、共通機器センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関する事項は、別に定める。

(分 室)

第4条 センターに、各学科等に分散している機器を研究及び教育のために相互利用するため次の分室を置く。

- 一 文教育学部分室
- 二 理学部分室
- 三 生活科学部分室
- 四 人間文化研究科分室
- 五 生活環境研究センター分室

(職 員)

第5条 センターに、次の職員を置く。

一 センター長

二 分室長

三 機器取扱責任者

- 2 センター長は、本学の教授のうちから、委員会の議に基づき、学長が任命する。
- 3 分室長は、各学部、生活環境研究センター及び人間文化研究科から選出された教官のうちから、委員会の議を経て、センター長が委嘱する。
- 4 機器取扱責任者は、分室長が委嘱する。

(職員の任期)

第6条 前条第1項第1号及び第2号の職員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の職員が欠員となった場合の補欠の職員の任期は、前任者の残仕期間とする。

(職務)

第7条 センター長は、センターの業務を掌理する。

- 2 分室長は、センター長を助け、当該分室の業務を掌理する。
- 3 機器取扱責任者は、センターが所管する実験機器等（以下「所管機器」という。）ごとに置き、所管機器の操作及び維持並びに利用者の指導等に関する業務を行う。

(利用)

第8条 所管機器の利用に関する事項は、別に定める。

(事務)

第9条 センターに関する事務は、庶務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成6年12月1日から施行する。

○平成6年お茶の水女子大学規則第26号

お茶の水女子大学共通機器センター運営委員会規程を次のとおり定める。

平成6年11月24日

お茶の水女子大学長 太田次郎

お茶の水女子大学共通機器センター運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、お茶の水女子大学共通機器センター（以下「センター」という。）規程第3条第2項に基づき、お茶の水女子大学共通機器センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 管理運営の基本方針に関する事項
- 二 人事に関する事項
- 三 予算に関する事項
- 四 将来構想に関する事項
- 五 その他センターに関する重要事項

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 各学部から選出された教官各2人
- 三 人間文化研究科から選出された教官2人
- 四 生活環境研究センターから選出された教官1人

2 前項第2号から第4号の委員は、学長が任命する。

(任 期)

第4条 前条第1項第2号から第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠員となった場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議 事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させることができる。

(事 務)

第8条 委員会の事務は、庶務課において処理する。

(雑 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、センター長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成6年12月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に任命される第3条第1項第2号から第4号に定める委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、第2号及び第3号の委員の内、それぞれ1人は平成8年3月31日まで、1人は平成9月3月31日までとし、第4号に定める委員は、平成9年3月31日までとする。

○平成6年お茶の水女子大学規則第27号

お茶の水女子大学共通機器センター利用規程を次のとおり定める。

平成6年11月24日

お茶の水女子大学長 太田次郎

お茶の水女子大学共通機器センター利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、お茶の水女子大学共通機器センター（以下「センター」という。）規程第8条の規定に基づき、センターが所管する実験機器等（以下「所管機器」という。）の利用方法等について必要な事項を定める。

(利用者の資格)

第2条 所管機器を利用することができる者は、次のとおりとする。

- 一 本学の職員
- 二 本学の学生
- 三 その他センター長が適当と認めた者

(利用の手続き)

第3条 所管機器の利用を希望する者は、所定の利用申込書を、機器取扱責任者を経て分室長に提出し、その許可を得なければならない。

(休業日及び利用時間)

第4条 センターの休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - 二 12月28日から1月4日まで
 - 三 その他センター長が特に必要と認めた日
- 2 センターの利用時間は、前項に規定する休業日以外の日の9時から17時までとする。
- 3 センター長がやむを得ない事情があると認めたときは、休業日又は利用時間外にセンターを利用することができます。

(機器使用心得等)

第5条 利用者は、所管機器毎に定められている「機器使用心得」を遵守しなければならない。

- 2 センター長は、所管機器の使用について必要と認めるときは、利用者に講習会を開催し、受講させるものとする。
- 3 利用者は、所管機器の使用を終了（中止を含む）したときは、使用状況等についてセンターの職員又は機器取扱責任者に報告しなければならない。

(利用許可の取消)

第6条 利用者がこの規定に違反したとき、又はセンターの運営に重大な支障を生じさせたときは、センター長は利用の途中であっても当該利用の許可を取り消すことができる。

(損害の弁償)

第7条 利用者の責に帰すべき事由により所管機器又は設備等を滅失し、き損し、又は汚染したときは、利用者はその損害を弁償しなければならない。
(経費の負担)

第8条 利用者は、センター長が別に定める経費を負担しなければならない。
(雑 則)

第9条 この規定に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成6年12月1日から施行する。

○平成6年お茶の水女子大学規則第28号

お茶の水女子大学学則の一部を改正する学則を次のとおり定める。

平成6年11月24日

お茶の水女子大学長 太田次郎

お茶の水女子大学学則の一部を改正する学則

お茶の水女子大学学則(昭和24年5月31日制定)の一部を次のように改正する。

第6節の節名を次のように改める。

第6節 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、委託生、研究生

私学研修員、専修学校研修員、公立大学研修員及び受託研究員

第45条を次のように改める。

第45条 削除

第46条中「公立大学研修員、受託研修員及び外国人学生に関する規程は、」を「公立大学研修員及び受託研修員に関する規程は、」に改める。

第9節を第10節とし、第8節を第9節とし、第7節を第8節とし、第6節の次に次の1節を加える。

第7節 外国人留学生

第46条の2 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生で、大学間交流協定に基づき入学する者に係る検定料、入学料及び授業料については、所定の要件を満たした場合は、これを徴収しない。
- 3 前2項に定めるもののほか、外国人留学生に関する規程は、別にこれを定める。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

○平成6年お茶の水女子大学規則第29号

お茶の水女子大学学部研究生規程の全部を改正する規程を次のとおり定める。

平成6年11月24日

お茶の水女子大学長 太田次郎

お茶の水女子大学学部研究生規程の全部を改正する規程

お茶の水女子大学学部研究生規程（昭和26年4月1日制定）の全部を次のように改正する。

お茶の水女子大学研究生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、お茶の水女子大学学則第46条の規定に基づき、お茶の水女子大学研究生（以下「研究生」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 研究生として本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- 一 大学を卒業した者
- 二 学校教育法第68条の2第3項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、文部大臣の指定した者
- 五 その他大学において、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認めた者

(入学時期)

第3条 研究生の入学の時期は、原則として学年又は学期の始めとする。

(入学の出願)

第4条 研究生として入学を志願する者は、次の書類に検定料を添えて、指定の期日までに学長に提出しなければならない。

- 一 入学願書
- 二 最終出身校の卒業証明書又はこれに相当する証明書
- 三 研究計画書
- 四 勤務先所属長の承認書
- 五 健康診断書

(入学者の選考)

第5条 入学者の選考は、指導教官による審査を経て、教授会において行う。

(入学手続及び入学許可等)

第6条 前条の選考の結果、合格した者は、所定の書類を指定の期日までに提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

3 入学を許可された者は、授業料を所定の期日までに納付しなければならない。

(研究期間)

第7条 研究期間は、原則として入学を許可された年度内の6月又は1年とする。
ただし、指導教官が必要と認めたときは、教授会の議に基づき、当初の研究期間と通算して2年を超えない範囲で、研究を継続することができるものとする。

(研究指導等)

第8条 研究生は、指導教官の指導のもとに、特定事項の研究を行うものとする。

2 指導教官は、研究指導上、研究生に当該研究に関連のある講義等を聴講させる必要があると認めたときは、当該授業科目担当教官の承認を得て、講義等を聴講されるができるものとする。

(研究証明書)

第9条 学部長は、研究終了者の請求に基づき、研究題目及び研究期間を記載した研究証明書を交付するものとする。

(研究中止)

第10条 研究期間途中において研究を中止しようとする者は、事由を記載した文書により学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(検定料、入学料及び授業料)

第11条 研究生に係る検定料、入学料及び授業料の額は、国立学校における授業料その他の費用に関する省令(昭和36年文部省令第9号)第12条の規定に基づき、別に定める。

2 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

(その他)

第12条 研究生については、この規程に定めるもののほか、学則及びその他の学内規程を準用する。

附 則

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行日の前日において、現に研究生として本学に在籍している者うち、施行日以降引き続き在籍する者の研究期間は、第7条の規定にかかわらず、この規程施行の日から2年を限度として研究を継続できるものとする。

○平成6年お茶の水女子大学規則第30号

お茶の水女子大学外国人留学生規程を次のとおり定める。

平成6年11月24日

お茶の水女子大学長 太田次郎

お茶の水女子大学外国人留学生規程 (趣旨)

第1条 この規程は、お茶の水女子大学学則第46条の2第3項の規定に基づき、お茶の水女子大学外国人留学生(以下「外国人留学生」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「外国人留学生」とは、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を許可された外国人をいう。

(区分)

第3条 前条に規定する外国人留学生の区分は、次のとおりとする。

- 一 学生
- 二 科目等履修生
- 三 特別聴講学生
- 四 研究生
- 五 日本語・日本文化研修留学生

(入学資格)

第4条 外国人留学生として本学に入学することのできる者は、前条各号に定める区分に従い、別に定める入学資格を有する女子とする。

(入学時期)

第5条 外国人留学生の入学の時期は、原則として学年又は学期の始めとする。

ただし、学生については、学年の始めとする。

(入学の出願)

第6条 学生として入学を志願する者は、外国人留学生募集要項に定める書類に検定料を添えて、学長に提出しなければならない。

2 科目等履修生又は研究生として入学を志願する者は、科目等履修生規程又は研究生規程に規定する書類の他に次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、学長に提出しなければならない。

- 一 最終出身校の成績証明書
- 二 最終出身校の長又は関係教官の推薦書
- 三 日本語による研究計画書
- 四 日本語能力を示す証明書
- 五 我が国に居住する保証人による身元保証書
- 六 その他大学が必要と認める書類

3 特別聴講学生及び日本語・日本文化研修留学生にあっては、別に定めるところによる。

(入学者の選考)

第7条 入学者の選考は、別に定めるところにより、教授会において行う。ただし、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づく国費外国人留学生（以下「国費外国人留学生」という。）及び外国政府派遣留学生の選考については、文部大臣の選定に基づき、教授会において行うものとする。

(入学手続及び入学許可等)

第8条 前条の選考の結果、合格した者は、所定の書類を指定の期日までに提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

3 入学を許可された者は、授業料を所定の期日までに納付しなければならない。

(研究期間の特例)

第9条 研究生のうち、国費外国人留学生及び外国政府派遣留学生に係る研究期間は、2年を超えない範囲で文部省の指定する期間とする。

(検定料、入学科及び授業料)

第10条 学生に係る検定料、入学科及び授業料の額は、国立学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第9号）（以下「費用省令」という。）の定めるところによる。

- 2 科目等履修生、特別聴講学生及び研究生に係る検定料、入学科及び授業料の額は、費用省令第12条の規定に基づき、別に定める。ただし、大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項（平成3年4月11日文部省学術国際局長裁定）の第4により文部省の承認を得た協定に基づき入学する者については、検定料、入学科及び授業料を徴収しない。
- 3 国費外国人留学生については、検定料、入学科及び授業料を徴収しない。
- 4 既納の検定料、入学科及び授業料は、返還しない。

第11条 外国人留学生については、この規程に定めるもののほか、学則及びその他学内規程を準用する。

附 則

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 お茶の水女子大学学部外国人学生規程（昭和34年11月1日制定）は、廃止する。

○平成6年お茶の水女子大学規則第31号

お茶の水女子大学学部聴講生規程の一部を改正する規則を次のとおり定める。

平成6年11月24日

お茶の水女子大学長 太田次郎

お茶の水女子大学学部聴講生規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学学部聴講生規程（昭和25年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

第2条中「授業科目を聴講し、単位を修得することを希望する者があるときは、」を「授業科目の聴講を希望する者があるときは、」に改める。

第3条を次のように改める。

第3条 聴講生として入学することのできる者は、高等学校卒業又はこれと同等以上の学力を有する女子とする。

第4条第2号を次のように改める。

二 最終出身校の卒業証明書（ただし、在学中の者は、在学証明書）

第6条第2項中「第13条」を「第12条」に改める。

第7条を次のように改める。

第7条 聴講生の入学時期は、学年又は学期の始めとし、在学期間は、同一年度内の6月又は1年とする。

第9条を次のように改める。

第9条 本規程による単位の認定は、これを行わない。

第10条及び第11条を削り、第12条を次のように改める。

第10条 この規程に定められていない事項については、学則及びその他の学内規程を準用する。

第13条を削る。

別記様式を次のように改める。

別記様式（別紙のとおり）

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

○平成6年お茶の水女子大学規則第32号

お茶の水女子大学文教育学部履修規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成6年12月14日

お茶の水女子大学長 太田次郎

お茶の水女子大学文教育学部履修規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学文教育学部履修規程（平成5年2月24日制定）の一部を次のように改正する。

別表第2コア科目中「ドイツ語中級Ⅱ」を「*ドイツ語中級Ⅱ」に、「フランス語中級Ⅱ」を「*フランス語中級Ⅱ」に、「中国語中級Ⅱ」を「*中国語中級Ⅱ」に改める。

附 則

この規程は、平成6年12月14日から施行し、平成6年度入学者から適用する。

学 事

○学位記授与式について

(論文提出によるもの)

授与番号	博士の専攻 分野の名称	授与年月日	氏名	本籍	論文題名
乙第38号	博士(学術)	平成6年12月13日	青木道子	神奈川県	微生物産生物による植物病害防除の生態学的研究
乙第39号	博士(学術)	平成6年12月13日	渡部かなえ	愛媛県	頭部回転運動が上肢筋活動におよぼす効果
乙第40号	博士(理学)	平成6年12月13日	西川直子	東京都	植物細胞におけるエピクラシノライドの代謝に関する研究



(学位記授与式)

○平成7年度お茶の水女子大学学生募集要項

1. 学部・学科別募集人員

〔文教育学部〕連続方式（A日程）

学 科	入学定員	募集人員	備 考
哲 学 科	24	24	
史 学 科	23	23	
地 理 学 科	22	17	別募集 推薦入学5名
国 文 学 科	35	27	別募集 推薦入学8名
外 国 文 学 科	中国文学・中国語学	12	別募集 推薦入学4名
	英文学・英語学	37	37
	仏文学・仏語学	8	8
教 育 学 科	教育学	23	23
	心理 学	17	17
舞 踊 教 育 学 科	舞 踊 教 育 学	18	18
	音 楽 教 育 学	13	13
計	232	215	

〔理学部〕連続方式（A日程）

学 科	入学定員	募集人員	備 考
数 学 科	25	18	別募集 推薦入学6名 別募集 帰国子女特別選抜若干名
物 理 学 科	25	20	別募集 推薦入学5名
化 学 学 科	25	20	別募集 推薦入学5名
生 物 学 科	27	20	別募集 推薦入学7名
情 報 科 学 科	40	32	別募集 推薦入学8名
計	142	110	

〔生活科学部〕分離・分割方式（前期日程・後期日程）

学 科	入学定員	募 集 人 員		備 考
		前期日程	後期日程	
生 活 環 境 学 科	70	46	12	別募集 推薦入学12名
人 間 生 活 学 科	76	50	12	別募集 推薦入学14名
計	146	96	24	

2. 出願資格

下記のいずれかに該当する女子で、かつ、平成7年度大学入試センター試験を受験した者

- (1) 高等学校を卒業した者及び平成7年3月卒業見込みの者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成7年3月修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第69条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び平成7年3月31日までにこれに該当する見込みの者

3. 出願手続

(1) 出願方法

出願書類を一括して、本学所定の封筒を用い書留速達で下記あてに郵送すること。

文教育学部志願者 文教育学部事務部

理学部志願者 理学部事務部

生活科学部志願者 生活科学部事務部

封筒下欄の志願者欄に第1志望学科及び専攻名等を明記すること。

なお、文教育学部及び生活科学部志願者のうち次に該当する者は、A・Bいずれかに○をつけること。

文教育学部 地理学科、教育学科（心理学）、舞踊教育学科

生活科学部 人間生活学科

(2) 本学各学部別の出願について

- ① 文教育学部の入学志願者は、同一学部内に限り第2志望まで出願できる。ただし、数学を選択した者は、地理学科、教育学科（心理学）及び舞踊教育学科の範囲内に限る。
- ② 理学部に出願する者の志望学科は1つの学科に限る。
- ③ 生活科学部に出願する者は、「前期日程」又は「後期日程」のいずれであっても志望する学科は1つの学科に限る。なお、「前期日程」と「後期日程」で志望する学科が異なっても差し支えない。

(3) 本学出願者の他の国公立大学への出願について

学部名	選抜方法	他に出願できる国公立大学・学部
文教育学部 理学部	連続方式 〔A日程〕	「B日程グループ」又は本学を含む「後期日程グループ」に属する大学・学部に出願できる。
生活科学部	分離・分割方式 〔前期日程〕	「B日程グループ」又は本学を含む「後期日程グループ」に属する大学・学部に出願できる。
	分離・分割方式 〔後期日程〕	本学を含む「A日程グループ」又は「前期日程グループ」に属する大学・学部に出願できる。

(注)「B日程グループ」には、私立産業医科大学を含む。

(4) 出願書類等

1	出願カード (志願者名票) (写真票) (受験票)	本学所定のもの。 「出願カード記入上の注意」(15ページ)を参照し、記入すること。 文教育学部、理学部、生活科学部前期日程、生活科学部後期日程、 の4種類あるので、出願する学部のカードに記入すること。 文教育学部・理学部・生活科学部前期日程用には「平成7年度大学 入試センター試験成績請求票」の(A面用)を、生活科学部後期日 程用には(B面用)をそれぞれ所定欄に貼付すること。
2	入学志願者 マーク・カード	「入学志願者マーク・カード記入上の注意」(19ページ)を参照し、 本学所定のマーク・カードに記入すること。
3	あて名票	合格通知その他に使用するので、本学所定の用紙に志願者の住所・ 氏名・郵便番号を記入すること。郵便切手は貼付しないでよい。
4	実技関係調査用紙	文教育学部舞踊教育学科舞踊教育学志願者のみ本学所定の用紙で提 出すること。(第2志望とした場合も同じ。)
5	調査書	出身学校長が作成し厳封したもの。ただし、出願資格(3)に該当する 者は、当該試験等の成績証明書を提出すること。
6	健康診断書	平成5年3月以前の高等学校卒業者及び出願資格(3)に該当する者は 「視力、聴力、結核及びその他の疾病、異常等」について医師が作 成した健康診断書(様式は特に定めない。)(出願前3か月以内のも の。)を提出すること。ただし、平成6年3月高等学校卒業者及び 平成7年3月高等学校卒業見込みの者は提出しなくてよい。
7	検定料	郵便局振出しの15,000円の「普通為替証書」として受取人指定欄に 「お茶の水女子大学」とのみ書くこと。 (注) 1. 第1段階選抜の不合格者に対しては、12,000円を返還する。 2. 上記の1に該当する者は、平成7年3月31日までに申し出ること。 3. なお、上記1の場合以外は、いかなる理由があっても既納の検 定料は返還しない。
8	検定料納付書 (原符・領収証書)	本学所定の「原符・領収証書」に必要事項を記入し、裏面に志願者の 住所・氏名・郵便番号を記入し50円切手を貼付すること。 領収書には受験番号が記載されているので、大切に保管すること。
9	受験許可書	大学在学者は、学長・学部長・学生部長のいずれかが本学の受験を 許可した証明書類を提出すること。(様式は特に定めない。)
10	受験票返送用封筒	本学所定の封筒に350円切手(速達料を含む。)を貼付し、志願者の 住所、氏名及び郵便番号を記入すること。
11	合格者受験番 号表申込用紙	本学所定の用紙を用い580円分の切手を貼ること。

注意事項

- ① 出願カードは文教育学部用、理学部用、生活科学部前期日程用、生活科学部後期日程用の4種類あり、その他の出願書類は〔A日程・前期日程用〕と〔後期日程用〕の2種類あるので、志望する学部の日程を確認のうえ提出すること。
- ② A日程・前期日程と後期日程双方に出願する場合（併願）は、2種類の出願書類等をそれぞれ所定の封筒で提出すること。
- ③ 他の国公立大学（私立産業医科大学を含む。）の推薦入学に合格した者は、本学を受験しても入学許可は得られない。
※ 当該大学「推薦入学辞退願」を提出し許可を得た場合を除く。
- ④ 本学の推薦入学及び帰国子女特別選抜の志願者で、合格とならなかった者が同じ学部に出願する場合は、出願書類等のうち、調査書及び健康診断書は提出しなくてもよい。
- ⑤ 本学の「前期日程試験」に合格し、3月14日（火）までに入学手続きを行った者は、本学及び他大学の「後期日程試験」に出願済みであっても、その合格者とならない。
- ⑥ 出願書類不備の場合は受理しない。また、一旦受理した書類は返却しない。

4. 出願期間

A日程・前期日程、後期日程とも平成7年1月23日（月）から2月1日（水）までの間に必着するよう郵送すること。

ただし、1月31日（火）以前の発信局消印のある書留速達に限り、期限後に到着した場合でも受理する。

5. 大学入試センター試験で受験を要する教科等

本学に入学を希望する者は、推薦入学及び帰国子女特別選抜への出願を除き、下表に示す平成7年度大学入試センター試験を受験していなければ、出願し、受験しても入学許可は得られないので十分注意すること。
特に、*印及び※印科目の受験資格に留意すること。

学部等名	受験を要する 教科名等		受験を要する教科名	受験を 要する 教科数
文 教 育 学 部		国語 社会(倫、日、世、地理、現社*から1) 数学(「数I」と「数II、簿※、工※から1」) 理科(物、化、生、地、理I *から1) 外国語(英、独、仏から1)		5教科
理 学 部		国語 数学(「数I」と「数II、簿※、工※から1」) 理科(物、化、生、地、理I *から1) 外国語(英、独、仏から1)		4教科
生活科学部	生活環境学科	前期日程	国語 社会(倫、日、世、地理、現社*から1) 数学(「数I」と「数II、簿※、工※から1」) 理科(物、化、生、地、理I *から1) 外国語(英、独、仏から1)	5教科
		後期日程	国語 社会(倫、日、世、地理、現社*から1) 数学(「数I」と「数II、簿※、工※から1」) 理科(物、化、生、地、理I *から1) 外国語(英、独、仏から1)	5教科
	人間生活学科	前期日程	国語 社会(倫、日、世、地理、現社*から1) 数学(「数I」と「数II、簿※、工※から1」) 理科(物、化、生、地、理I *から1) 外国語(英、独、仏から1)	5教科
		後期日程	国語 数学(「数I」と「数II、簿※、工※から1」) 外国語(英、独、仏から1)	3教科

* 「現代社会」及び「理科I」は、高等学校の「普通科」及び「理数科」の卒業(見込み)者は、解答できない。

※ 「簿記会計I・II」及び「工業数理」は、高等学校においてこれらの科目を履修した者及び専修学校の高等課程の修了(見込み)者のみ解答できる。

6. 入学者の選抜方法

(1) 入学者の選抜

① 第1段階選抜

学 部	日 程	第1段階選抜	選抜方法
文教育学部	A日程	入学志願者が募集人員を大幅に上回り、本学の個別学力検査等を適切に実施することが困難な場合は、第1段階選抜を行う。	本学各学部の定める「大学入試センター試験で受験を要する教科等」の各教科・科目の得点（本学が定める配点）を合計したものを受験者成績とし、得点順に各学部・学科等の募集人員（推薦入学及び帰国子女特別選抜を除く。）の約6倍を第1段階選抜合格者とする。
理 学 部	A日程		
生活科学部	前期日程		
生活科学部	後期日程	第1段階選抜は実施しない。	

② 第1段階選抜の実施の有無及び実施の結果については、次のア又はイにより発表する。

ア. 第1段階選抜実施の有無	2月8日(木)の午後、学内本部棟前掲示板に掲示するとともに、実施しない場合は、志願者全員に「受験票」と「受験者心得」を郵送する。
イ. 第1段階選抜を実施した場合	2月10日(金)の午後、学内本部棟前掲示板に選抜の結果を発表する。合格者には「受験票」と「受験者心得」を、合格とならなかった者には「選抜結果通知書」及び「検定料返還金請求書」用紙を郵送する。

(2) 入学者の選抜は、A日程・前期日程志願者については、第1段階選抜合格者に対して、本学の入学試験を課し、その結果と大学入試センター試験成績、調査書並びに健康診断書を総合して合格者を判定する。

また、後期日程志願者については、大学入試センター試験成績、調査書並びに健康診断書を総合して合格者を判定する。

(3) A日程・前期日程志願者には、「お茶の水女子大学受験票」と「受験者心得」を、後期日程志願者には「お茶の水女子大学受験票」を、平成7年2月10日(金)頃発送する。

なお、2月16日(木)を過ぎても到着しないときは、出願学部事務部へ問い合わせること。

(4) 受験の際は、「お茶の水女子大学受験票」及び「大学入試センター試験受験票」を必ず持参すること。

なお、「大学入試センター試験受験票」は入学手続きの際にも必要となるので、受験後も紛失しないように保管しておくこと。

(5) 本学では、宿泊施設の斡旋はしていないので、各自で手配すること。

7. 本学の入学試験

(1) 期 日

文教育学部 平成7年2月25日(土) 学力検査

平成7年2月26日(日) 実技検査(文教育学部・舞踊教育学科のみ)

理 学 部 平成7年2月25日(土)

生活科学部〔前期日程〕 平成7年2月25日(土)

〔後期日程〕 個別学力検査は実施しない

(2) 試験場 お茶の水女子大学(東京都文京区大塚2丁目1番1号)

(3) 学力検査

志願する学部・学科		学 力 檢 查 科 目	備 考	
※ 文教育学部	哲 学 科	A	舞踊教育学 科(舞踊教 育学(舞踊 教育学、音 楽教育学) の志望者に はほかに実 技検査を行う	
史 学 科	国語(国語I・II、古典) 外国語(英語I・II・II B、ドイツ語、 フランス語から1か国語選択)			
地 理 学 科	B	数学(数I、代数・幾何、基礎解析、 確率・統計*) 外国語(英語I・II・II B、ドイツ語、 フランス語から1か国語選択)		
国 文 学 科				
外 国 文 学 科	教育学科(教育学) 教育学科(心理学) 舞踊教育学科			
教育学科(教育学) 教育学科(心理学) 舞踊教育学科				
地 理 学 科				
理 学 部	数 学 科	数学(数I、代数・幾何、基礎解析、微分・ 積分、確率・統計*) 理科(物理、化学、生物から1科目選択)		
	物 理 学 科	数学(数I、代数・幾何、基礎解析、微分・ 積分、確率・統計*) 理科(物理)		
	化 学 科	数学(数I、代数・幾何、基礎解析、確率・ 統計*) 理科(「化学」と「物理、生物から1科目 選択」)		
	生 物 学 科	数学(数I、代数・幾何、基礎解析、確率・ 統計*) 理科(「生物」と「物理、化学から1科目 選択」)		

志願する学部・学科		学力検査科目		備考
理学部	情報科学科	数学(数Ⅰ、代数・幾何、基礎解析、微分・積分、確率・統計*) 理科・数学(「物理」、「化学」、「生物」、「数Ⅰ、代数・幾何、基礎解析、微分・積分、確率・統計*」から2科目選択)		
☆ 生活科学部	生活環境学科	前期日程	数学(数Ⅰ、代数・幾何、基礎解析、確率・統計*) 外国語(英語Ⅰ・Ⅱ・ⅡB、ドイツ語、フランス語から1か国語選択)	
		後期日程	課さない。	
☆ 生活科学部	人間生活学科	前期日程	A 国語(国語Ⅰ・Ⅱ、古典) 外国語(英語Ⅰ・Ⅱ・ⅡB、ドイツ語、フランス語から1か国語選択)	
			B 数学(数Ⅰ、代数・幾何、基礎解析、確率・統計*) 外国語(英語Ⅰ・Ⅱ・ⅡB、ドイツ語、フランス語から1か国語選択)	
		後期日程	課さない。	

* 数学のうち確率・統計については、高等学校学習指導要領の確率・統計の内容のうち「(1)資料の整理」、「(4)確率分布」及び「(5)統計的な推測」を除く。

※ 地理学科、教育学科(心理学)及び舞踊教育学科志望者は、A・Bいずれかで受験すること。

☆ 人間生活学科前期日程志望者は、A・Bいずれかで受験すること。

(4) 実技検査

○舞踊教育学志望者に次の2種の検査を行う（第2志望とした場合も同じ。）。

- | |
|-----------------------|
| ① ダンス（全員に課する） |
| ア. 与えられた基礎運動 |
| イ. 創作（各種舞踊に基づいた創作も可） |
| ② スポーツ（次のア～オから1種目を選択） |
| ア. 陸上競技（短距離走及び走り幅跳び） |
| イ. 器械運動（マット運動） |
| ウ. バレーボール |
| エ. バスケットボール |
| オ. テニス（硬式又は軟式） |

※ 本学所定の実技関係の調査用紙「そのI スポーツの選択種目に関する調査」及び
「そのII 舞踊と体育活動に関する調査」を本人が記入し、出願書類と一緒に送ること。

※ 実技試験に必要な服装、靴、用具を持参のこと。

○音楽教育学志望者に次の検査を行う（第2志望とした場合も同じ。）。

- | |
|------------------------------------------------------------------------|
| ① ソルフェージュ |
| ア. 聴音：1～4声部 |
| イ. 新曲視唱 |
| ② 声 楽 |
| 下記の(i)、(ii)、(iii)のいずれか一つを選び、暗譜で演奏すること。 |
| (i) イタリア古典歌曲（原語）1曲を自由選択 |
| (ii) イタリア古典歌曲（原語）1曲[(i)と同じ]、及び日本歌曲1曲をそれぞれ自由選択 |
| (iii) イタリア古典歌曲（原語）1曲[(i)と同じ]、及びアリア（原語・原調）1曲を自由選択 |
| なお、声楽は伴奏用楽譜を必要とするので、受験者は必ず楽譜（複写譜も可）に氏名を明記して出願書類と一緒に送ること。（返却しない。） |
| ③ ピアノ |
| 下記の(i)、(ii)、(iii)のいずれか一つを選び、暗譜で演奏すること。繰返しはしないこと。 |
| (i) J. S. バッハ作曲の鍵盤音楽（3分以内）から1曲を自由選択 |
| (ii) J. S. バッハの作品1曲[(i)と同じ]、及びベートーヴェンのピアノソナタから一つの楽章を自由選択（ただし、緩徐楽章を除く。） |
| (iii) J. S. バッハの作品1曲[(i)と同じ]、及びショパンの練習曲集（作品10、作品25）から2曲を自由選択 |

(5) 入学者選抜試験配点
文 教 育 学 部

試験区分 学科名	大学入試センター試験					本学の試験					合計	備考
	国語	社会	数学	理科	外国語	計	国語	数学	外国語	計		
全 学 科 A	100	50	100	50	100	400	200	—	200	400	800	舞踊教育学・音楽教育学は、実技検査を課し、総合判定の資料とする。
地 理 学 科 B (心理学) 舞踊教育学科	100	50	100	50	100	400	—	200	200	400	800	

理 学 部

試験区分 学科名	大学入試センター試験					本学の試験					合計	備考	
	国語	社会	数学	理科	外国語	計	*数学	数学	物理	化学	生物		
数 学 科						100☆	200	—	(100)	(100)	400	数学科、化学科、生物学科は()から1科目選択	
物 理 科	50	—	50	50	100	250	100☆	—	100	200	—	400	情報科学科は()から2科目選択
化 生 物 学 科						100☆	—	—	(100)	200	(100)	400	* 数学は共通
情 報 科 学 科						100☆	100	—	(100)	(100)	200	400	☆ 数学の科目のうち「微分・積分」を除く

生 活 科 学 部

試験区分 学科名	大学入試センター試験					本学の試験					合計	備考	
	教科・科目等	国語	社会	数学	理科	外国語	計	国語	数学	外國語	計		
生活環境学科	前期日程	100	50	100	50	100	400	—	200	200	400	800	
人間生活学科	後期日程	100	50	200	100	150	600	—	—	—	—	600	
	A	100	50	100	50	100	400	200	—	200	400	800	
	B	200	—	200	—	200	600	—	—	—	—	600	

(注) 三学部とも大学入試センター試験の理科を2科目以上受験した場合は、高得点の科目の成績を用いる。

(6) 入学試験日時割

日 時 学部・学科等			2月25日(土)		26日(日)
文 教 育 学 部	哲 学 科		国 語 10:00~11:40	外 国 語 13:10~14:50	
	史 学 科	A			
	地 球 学 科	B	数 学 10:00~11:40		
	国 文 学 科	A	国 語 10:00~11:40		
	外 国 文 学 科 教 育 学 科 (教育学) (心理学)	B	数 学 10:00~11:40		舞踊・音楽 実技 10:00~
理 学 部	数 学 科		数学 10:00~11:40	数学・選択(物理、化学、生物) 13:10~16:10	
	物 理 学 科			物理・数学 13:10~16:10	
	化 学 学 科			化学・選択(物理、生物) 13:10~16:10	
	生 物 学 科			生物・選択(物理、化学) 13:10~16:10	
	情 報 科 学 科			数学・選択 (物理、化学、生物、数学) 13:10~16:10	
生 活 科 學 部 前 期 日 程	生 活 環 境 学 科		数 学 10:00~11:40	外 国 語 13:10~14:50	
	人 間 生 活 学 科	A	国 語 10:00~11:40		
		B	数 学 10:00~11:40		

8. 身体に障害のある者の出願

本学に入学を志望する者のうち、次表に該当する者で、受験上特別な措置を希望する者については、事前協議を行うので、出願に先立ち本学入学主幹室に申し出て（電話可）、「受験特別措置協議申請書」を受領のうえ、12月20日（火）までに必要書類を添えて提出すること。

なお、日常生活においては、ごく普通に使用されている補聴器、松葉杖、車椅子等を使用して受験する場合も、試験場の設定等との関係から特別措置として取り扱うこととしているので、前記と同様に出願に先立ち本学入学主幹室に申し出ること。

お茶の水女子大学入学主幹室 〒112 東京都文京区大塚2丁目1番1号
電話 03-3943-3151（内線291）

障害の種別	障害の程度
視覚障害者	1. 両眼の矯正視力が0.1未満のもの 2. 両眼の矯正視力が0.1以上0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、点字による教育を必要とするもの又は将来点字による教育を必要とすることとなるとみとめられるもの
聴覚障害者	1. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの 2. 両耳の聴力レベルが100デシベル未満60デシベル以上のもののうち、補聴器の使用によっても通常の話声を解することができないもの又は著しく困難な程度のもの
肢体不自由者	1. 体幹の機能の障害が、体幹を支持することが不可能又は困難な程度のもの 2. 上肢の機能の障害が、筆記をすることが不可能又は困難な程度のもの 3. 下肢の機能の障害が、歩行をすることが不可能又は困難な程度のもの 4. 前3号に掲げるもののほか、肢体の機能の障害がこれらと同程度以上のもの 5. 肢体の機能の障害が前各号に掲げる程度に達しないもののうち、6月以上の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1. 慢性の胸部疾患、心臓疾患、腎臓疾患等の状況が6月以上の医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2. 身体虚弱の状態が6月以上の生活規制を必要とする程度のもの

（注 学校教育法施行令第22条の2の規程に準拠した。）

9. 合格発表

文教育学部・理学部・生活科学部前期日程

3月9日(木)午後 学内本部棟前掲示板に発表する。

(注) 生活科学部前期日程は、合格発表から入学手続締切日までの期間が短いので、注意すること。

生活科学部後期日程

3月22日(水)午後 学内本部棟掲示板に発表する。

(注) 電話等による合否の問い合わせには一切応じない。

合格者には、発表当日、合格通知先記載の住所に合格通知書を郵送する。

※ 電子郵便による「合格者受験番号表」送付について

電子郵便の内容は、志願した学部ごとに合格者全員の受験番号が記載されている。従ってこれに自分の受験番号が載っていない場合は不合格である。

出願書類を郵送する際、本学所定の用紙に必要事項記入のうえ580円切手を貼付して提出すること。(電子郵便のあて先は、必ず本人が受け取ることのできるところとし、提出後のあて先の変更はできない。)

特に前期日程志願者は、合格発表から入学手続締切りまでの期間が短いため、合格発表当日、確認に来ることができない者は、送付を希望することが望ましい。

電子郵便は、合格発表日中に到着する予定であるが、万一、未着の場合は小石川郵便局 [TEL 03-3815-7155・7156] へ直接問い合わせること。

この「合格者受験番号表」の不着及び遅配を理由とした入学手続期間経過後の手続は一切認めない。

(注) 上記の電子郵便以外の合否電報等は、本学とは一切関係なく、大学は責任を持てないので注意すること。

10. 入学手続等

(1) 入学手続日

学 部	手 続 日	手 続 時 間	手 続 場 所
文教育学部 理 学 部	3月13日(月)	10:00～12:00、13:00～16:00	本学一般教育2号館
	3月14日(月)	"	"
	3月24日(金)	"	"
	3月27日(月)	"	"
生活科学部	前期 日程	3月13日(月) 3月14日(火)	10:00～12:00、13:00～16:00 "
	後期 日程	3月24日(金) 3月27日(月)	10:00～12:00、13:00～16:00 "
			本学一般教育2号館
			"

(注) 所定の期日までに手続きをしない者は、入学を辞退したものとして取り扱う。

(2) 留意事項

本学に入学手続を完了した後にこれを取り消して他の国公立大学（私立産業医科大学を含む。）に入学手続をすることはできない。

(3) 手続事項

提出書類	平成7年度大学入試センター試験受験票
入学料	260,000円
授業料	<p>前期分 223,800円〔年額 447,600円〕</p> <p>(注1) 前期分の授業料を上記手続期間中に納入しないときは、4月1日から4月30日までの間に納入することになる。</p> <p>(注2) 入学手続修了者が3月31日までに入学を辞退した場合には、納付した者の申出により該当授業料相当額を返還する。</p> <p>(注3) 授業料の納付については、希望により前期分の納付の際に後期分も合わせて納付することができる。</p>

11. 追加合格の通知

- (1) 入学手続締切後、募集人員に欠員が生じた場合には、3月28日以降に合格者の追加を行う。
 - (2) 追加合格者への通知は、電話で行うので、本学からの連絡が確実に受けられるようにしておくこと。
 - (3) 入学手続等については、この要項「10. 入学手続等」に準ずるが、手続期日等については追加合格の通知（電話）を行う際に連絡する。
- なお、合格者の追加を行うか否かについての問い合わせは、テレホンサービスを利用すること。

12. 問い合わせ先

お茶の水女子大学 入学主幹室 入学試験係

〒112 東京都文京区大塚2丁目1番1号

問い合わせの場合は返信用封筒（切手貼付）を同封し、返信先を明記すること。

13. テレホンサービスについて

○出願状況（各学部の学科別志願倍率等）

平成7年1月24日（火）～2月7日（火）

○第1段階選抜の実施の有無

平成7年2月8日（水）午後

○追加合格の実施の有無

平成7年3月27日（月）18時以降

電話番号	(03) 3946-5109
------	----------------

II. 大 学 案 内

1. 大学の概要

本学は広く知識を修得するとともに深く専門の学術をきわめ、知的・道徳的及び応用能力を展開することを目的とし、新時代における文化の発展をはかる指導的女性を養成することを使命とする。

本学は、明治8年本郷湯島（現文京区湯島3丁目）、現在の御茶ノ水駅近くに東京女子師範学校として開校された。しかし大正12年の関東大震災により全校舎が焼失したため、昭和7年から11年にかけて現在地に移転した。昭和24年国立学校設置法が公布され、東京女子高等師範学校からお茶の水女子大学となり、文学部と理家政学部の2学部が設置された。昭和25年文学部、理家政学部の2学部が文教育学部、理学部、家政学部の3学部となった。また、昭和43年家政学部に家庭経営学科が設置され、昭和52年に文学科が国文学科と外国文学科に改組、昭和57年に教育学科が教育学科と舞踊教育学科に改組、平成2年理学部に情報科学科が設置された。平成4年10月には家政学部が生活科学部に改組された。

学部課程に続き更に専門分野の学識を深化し、研究能力を得させるために、大学院修士課程（2年制）の人文科学、理学及び家政学の3研究科が設けられている。これらの各研究科の中には各学部、学科に相当する各専攻に分かれる。学部・学科を構成する教官組織は修士講座制が採用されており、専門別の研究、教育が緻密に進められている。修士課程には、本学学部出身者以外に他大学からの進学者も多数いるのが現状である。

学部及び修士課程の各専門分野を基礎としてその上に本学を特徴づける独自の大学院として博士課程「人間文化研究科（比較文化学専攻・人間発達学専攻・人間環境学専攻）」（3年制）が設置されている。これは専門の枠を超えた高度の学際的研究を行う創造的能力をもった研究者を養成する機関であり、全学的な総合組織として活動している。

学内共同教育研究施設等としては、女性文化研究センター、生活環境研究センター及び情報処理センターがある。

各学科学年別に補導委員がおり、学生の学習その他学生生活全般に対する相談に応じている。

〔文教育学部〕

哲学、史学、地理学、国文学、外国文学、教育学、舞踊教育学の7学科から成り、外国文学科はさらに、中国文学・中国語学、英文学・英語学、仏文学・仏語学の3専攻に分かれ、また、教育学科は教育学、心理学、舞踊教育学科は舞踊教育学、音楽教育学の各2専攻に分かれている。

文教育学部は、上記の各学科・専攻からも知られるように、人文科学・社会科学・教育学の基礎的知識と研究方法を教授し、各分野のそれぞれに研究が進められている。

文教育学部という学部名称は全国大学学部の中で唯一のものであり、単純に文学部と教育学部が、結合したものではなく、機能的内容を持っていることに特色がある。各学科で開講されている講義演習さらにラテン語、ギリシャ語等を含む

学部共通の講義を含め、多数の教官により多様多彩の講義が用意されている。学生の積極的学習意欲に対しては、できるだけ応ずる姿勢があるので、専攻分野に深く習熟すると共に、人間形成のために広く教養を身につけることが望まれる。

なお、さらに研究を志す者には、大学院人文科学研究科（修士課程）に進学する道も開かれている。

〔理 学 部〕

国公私立の女子大学のなかで、理学部をもつ大学は少なく、貴重な存在である。数学科・物理学科・化学科・生物学科に加えて、平成2年度から情報科学科が設置され、現在5学科からなっている。数学と情報科学を含む自然科学の基礎を教育、研究し、人類の将来の展望をひらくという社会のニーズにこたえる人材を供給しつづけている。

本学部附置の臨海実験所（館山）、ラジオアイソトープ実験室、極低温実験室、組替えDNA実験室のほか、全学附置の情報処理センターも利用し、豊かな教官スタッフによる少人数教育の実績を内外にほこっている。

理学部の各学科の専門分野を更に深く専攻できるように、大学院理学研究科（修士課程）が設けられ、中堅研究者を育てている。大学院へ進学する学部卒業生の割合は3学部のなかでは現在もっとも高く、かつ増えつづけている。

〔生活科学部〕

わが国の人々の生活のより一層の向上と物心両面の充実に資することを目的とし、人間生活の科学を大きく自然科学的分野と社会・人文科学的分野とに分け、前者を生活環境学科、後者を人間生活学科とした生活科学部を組織する。生活環境学科は、高度に科学化された現代の生活資材の生産とその生活への利用や、生態系の一員としての人間の健康と生存について自然科学的に対応しうる能力を有した人材を社会に供給する。そのため、生活工学講座、食物科学講座、人間科学講座を設定する。

人間生活学科は長寿社会となったわが国の人々の時間的、空間的に拡大した人生をより幸福に生きるための個人的社会的条件を探求する専門家や、実践家を社会に提供する。そのため、発達臨床学講座、生活社会科学講座、生活文化学講座を設定する。

各学科の紹介等は、お茶の水女子大学大学案内に記載されているので、希望者は下記あてに請求すること。

請求先：お茶の水女子大学 入学主幹室

請求方法：390円切手を貼った返信用封筒角型2号(23.9×33.1cm)を同封のこと

2. 学 費

入学期料 260,000円

授業料 前期分 223,800円

(年額 447,600円) (授業料は改定予定額)

(注) 授業料の納付については、希望により前期分の納付の際に後期分も合わせて納付することが出来る。

3. 入学料免除

本学に入学する者で入学前1年以内において、主たる学資負担者が死亡し、又は本人若しくは主たる学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより入学料の納付が著しく困難な者については、納付前に免除申請をすることにより入学料の全額又は半額が免除されることがある。

4. 授業料免除（別冊子参照）

5. 奨学金

学業成績・人物ともに優秀、身体強健でかつ経済的事情のため学費の支弁が困難な学生には選考の上、日本育英会から奨学生が貸与される。

現在、貸与額は第1種奨学生、第2種奨学生ともに自宅通学生が35,000円、自宅外通学生が41,000円となっている。この他に各都道府県、民間団体等で奨学生制度を設けているところがある。これらを希望する者は、出身地の教育委員会や本学学生課に照会すること。

6. 学生教育研究災害傷害保険

大学の教育研究活動中における不慮の災害事故により学生のうけた障害に対する救済措置として、財団法人内外学生センターが保険契約者となり東京海上火災保険株式会社を幹事会社とする国内損害保険会社との間に一括契約するものである。

保険料と保険期間

保険期間	保険料適用区分		保険期間	保険料適用区分	
	文教育学部	理学部・生活科学部		文教育学部	理学部・生活科学部
1年間	550円	750円	3年間	1,500円	1,900円
2年間	1,000円	1,300円	4年間	1,900円	2,450円

保険料は入学手続期間中に徴収しており、本学学生のほぼ全員が加入している。

7. 課外活動

本学の4か年在校中、勉学の余暇を利用して正課以外の学術・社会・芸術・スポーツ・レクリエーションなどに関する活動に参加する経験は、豊かな人間性を涵養するために重要な意味を持っている。

本学には、現在文科系27サークル、体育系22サークルがあり、顧問教官の指導と助言のもとに自主的に活発な活動が行われている。

8. 保険管理センター

本センターは、学部・大学院生（約2,800名）と本学教職員（約400名）の健康管理及びカウンセリングサービスに当たり、職員2名（常勤内科医1名を含む。）

と校医3名（婦人科・精神科医等）が配置されている。

主要な事業は、(1)定期及び臨時健康診断、(2)救急及び第一次医療サービス、
(3)学生相談（一般・就職・進学・精神衛生）であって、診療件数は月平均1,000
件にのぼる。

9. 食堂・売店

学生や教職員の厚生施設の一つとして、お茶の水女子大学食堂及び売店があり、
本学が消費生活協同組合に委託し、市価よりも安い価格で需要に応じている。

10. 学外施設

志賀高原体育運動場

所在地 長野県下高井郡山ノ内町字東館7149

館山野外教育施設

所在地 千葉県館山市香字長通11

11. 学寮（別冊子参照）

12. 下宿・貸間の紹介（別冊子参照）

○平成 7 年度お茶の水女子大学私費外国人留学生（学部留学生）入学者
募集要項

1. 募集学部・学科・人員

文教育学部	哲学科、史学科、地理学科、国文学科、外国文学科（中国文学・中国語学、英文学・英語学、仏文学・仏語学）、教育学科（教育学、心理学）、舞踊教育学科（舞踊教育学、音楽教育学）
理 学 部	数学科、物理学科、化学科、生物学科、情報科学科
生活科学部	生活環境学科、人間生活学科

(注) 募集人員は、各学科とも若干名

2. 出願資格

下記に該当する外国人女子で、平成 6 年度日本語能力試験（1 級）及び平成 7 年度私費外国人留学生統一試験を受験した者

○外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者
で文部大臣の指定した者

なお、日本において高等学校を卒業又は同等以上の資格を得たものは、日本人
学生と同様に取り扱う。

3. 出願手続

(1) 出願方法

入学志願者（代理人でも差し支えない。）は、出願期間内に下記(3)の出願書
類等を持参のうえ提出すること。

(2) 出願先

東京都文京区大塚 2 丁目 1 番 1 号

お茶の水女子大学 学務課留学生係

[地下鉄丸ノ内線 茅荷谷駅下車 徒歩 5 分]
[地下鉄有楽町線 護国寺駅下車 徒歩 5 分]

(3) 出願書類等

ア. 出願カード（志願者名票・写真票・受験票）…… 本学所定の用紙を用い、
「出願カード記入上の注意」（7 ページ）を参照し、記入すること。写真を貼
付のこと。

イ. 最終出身校の成績証明書、卒業証明書及び関係教官の推薦書

ウ. 日本語による自筆の作文（1,000 字以内で、留学の目的、専攻分野の内容、
将来の計画等について。）

エ. 平成 6 年度日本語能力試験（1 級）及び平成 7 年度私費外国人留学生統一
試験の受験票の写し

オ. 健康診断書（本学所定の用紙を用い、出願 3 か月以内に作成したもの）

- カ. 出願時に日本国内に在住している者 …… 外国人登録済証明書（在留資格・在留期間明記のもの）
- 出願時に日本国外に在住している者 …… 戸籍謄本又は出生証明書等
- キ. あて名票（合格通知その他に使用するので、本学所定の用紙に志願者名票の「日本国内の連絡先」の住所、氏名及び郵便番号を明記すること。郵便切手は貼付しないでよい。）
- ク. 検定料 15,000円
- ケ. 検定料納付書 …… 本学所定の「原符・領収証書」に必要事項を記入すること。
- コ. 受験票返送用封筒（本学所定の封筒に350円切手を貼付し、志願者名票の「日本国内の連絡先」の住所、氏名及び郵便番号を明記すること。）

4. 出願期間

平成6年（1994年）12月12日（月）～12月20日（火）（ただし、土、日曜日を除く。）

〔受付時間〕 10時～11時30分、13時～15時

5. 私費外国人留学生統一試験で受験を要する科目等

学 部	学 科	受験を要する科目	受験を要する科目数
文教育学部	国 文 学 科 外 国 文 学 科 (中国文学・中国語学) (英文学・英語学) (仏文学・仏語学)	文科系	全 科 目
	そ の 他 の 学 科	文科系又は理科系のいずれかを選択	全 科 目
理 学 部	全 学 科	理 科 系	全 科 目
生活科学部	生 活 環 境 学 科	理 科 系	全 科 目
	人 間 生 活 学 科	文科系又は理科系のいずれかを選択	全 科 目

6. 受験票の送付

- (1) 「お茶の水女子大学受験票」は、「受験者心得」とともに、平成7年（1995年）2月10日（金）頃発送する。なお、2月16日（木）を過ぎても到着しないときは、学務課留学生係へ問い合わせること。
- (2) 受験の際は、「お茶の水女子大学受験票」を必ず持参すること。

7. 入学者の選抜方法

(1) 志願者全員に本学の入学試験を課し、その結果と私費外国人留学生統一試験及び日本語能力試験（1級）の成績、最終出身校の成績証明書並びに健康診断書等を総合して合格者を判定する。

8. 本学の入学試験

- (1) 期　　日 平成7年（1995年）2月25日（土）、26日（日）
- (2) 試験場 お茶の水女子大学（東京都文京区大塚2丁目1番1号）
- (3) 学力検査

志願する学部・学科		学力検査科目
文 教 育 学 部	国文学科	国語（国語I・II、古典） 日本語 外国語（英語I・II・II B、ドイツ語、フランス語から1か国語選択）
	外国文学科 (英文学・ 英語学)	日本語 外国語（英語I・II・II B）
	舞踊教育学科 (舞踊教育学)	日本語 外国語（英語I・II・II B、ドイツ語、フランス語から1か国語選択） ※ 上記学力検査のほかに、実技検査を行う。
	舞踊教育学科 (音楽教育学)	日本語 外国語（英語I・II・II B、ドイツ語、フランス語から1か国語選択） ※ 上記学力検査のほかに、実技検査を行う。
	その他の学科	日本語 外国語（英語I・II・II B、ドイツ語、フランス語から1か国語選択）
理 学 部	数学科	数学（数学I、代数・幾何、基礎解析、微分・積分、確率・統計*） 日本語 外国語（英語I・II・II B、ドイツ語、フランス語から1か国語選択）
	物理学科	数学（数学I、代数・幾何、基礎解析、微分・積分、確率・統計*） 理科（物理） 日本語 外国語（英語I・II・II B、ドイツ語、フランス語から1か国語選択）
	化学科	数学（数学I、代数・幾何、基礎解析、確率・統計*） 理科（「化学」と「物理、生物から1科目選択」） 日本語 外国語（英語I・II・II B、ドイツ語、フランス語から1か国語選択）
	生物学科	数学（数学I、代数・幾何、基礎解析、確率・統計*） 理科（「生物」と「物理、化学から1科目選択」） 日本語 外国語（英語I・II・II B、ドイツ語、フランス語から1か国語選択）

志願する学部・学科		学力検査科目
理学部	情報科学科	数学（数学Ⅰ、代数・幾何、基礎解析、微分・積分、確率・統計*） 理科・数学（「物理」、「化学」、「生物」「数学Ⅰ、代数・幾何、基礎解析、微分・積分、確率・統計*」から2科目選択） 日本語 外国語（英語Ⅰ・Ⅱ・ⅡB、ドイツ語、フランス語から1か国語選択）
生活科学部	生活環境学科	数学（数学Ⅰ、代数・幾何、基礎解析、確率・統計*） 日本語 外国語（英語Ⅰ・Ⅱ・ⅡB、ドイツ語、フランス語から1か国語選択）
	人間生活学科	日本語 外国語（英語Ⅰ・Ⅱ・ⅡB、ドイツ語、フランス語から1か国語選択）

(注) 学力検査科目欄の外国語（英語、ドイツ語、フランス語）は、母国語を選択することはできない。

* 数学のうち確率・統計については、日本の高等学校学習指導要領の確率・統計の内容のうち「(1)資料の整理」、「(4)確率分布」及び「(5)統計的な推測」を除く。

(4) 実技検査

○ 舞踊教育学志望者に次の2種の検査を行う。

- ① ダンス（全員に課する）
 - ア. 与えられた基礎運動
 - イ. 創作（各種舞踊に基づいた創作も可）
- ② スポーツ（次のア～オから1種目を選択）
 - ア. 陸上競技（短距離走及び走り幅跳び）
 - イ. 器械運動（マット運動）
 - ウ. バレーボール
 - エ. バスケットボール
 - オ. テニス（硬式又は軟式）

※ 本学所定の実技関係の調査用紙「そのI スポーツの選択種目に関する調査」及び「そのII 舞踊と体育活動に関する調査」を本人が記入し、出願書類と一緒に提出すること。

※ 実技試験に必要な服装、靴、用具を持参のこと。

○ 音楽教育学志望者に次の検査を行う。

① ソルフェージュ

ア. 聴音：1～4声部

イ. 新曲視唱

② 声 楽

下記の(i)、(ii)、(iii)のいずれか一つを選び、暗譜で演奏すること。

(i) イタリア古典歌曲（原語）1曲を自由選択

(ii) イタリア古典歌曲（原語）1曲[(i)に同じ]、及び日本歌曲1曲をそれぞれ自由選択

(iii) イタリア古典歌曲（原語）1曲[(i)に同じ]、及びアリア（原語・原調）1曲を自由選択

なお、声楽は伴奏用楽譜を必要とするので、受験者は必ず楽譜（複写譜も可）に氏名を明記して出願書類と一緒に提出すること。（返却しない。）

③ ピ ア ノ

下記の(i)、(ii)、(iii)のいずれか一つを選び、暗譜で演奏すること。繰返しはしないこと。

(i) J. S. バッハ作曲の鍵盤音楽（3分以内）から1曲を自由選択

(ii) J. S. バッハの作品1曲[(i)に同じ]、及びベートーヴェンのピアノソナタから一つの楽章を自由選択（ただし、緩徐楽章を除く。）

(iii) J. S. バッハの作品1曲[(i)に同じ]、及びショパンの練習曲集（作品10、作品25）から2曲を自由選択

(5) 口述試験

各学部とも口述試験を行う。

(6) 入学試験日時割

学科	日時	2月25日(土)			2月26日(日)		
文 教 育 学 部	国文学科 国語 10:00～11:40						
	舞踊教育学科 (舞踊教育学)						
	舞踊教育学科 (音楽教育学)						
	上記以外の学科						実技検査
理 学 部	数学科	数学 10:00～11:40	数学 13:10～15:10		日本語 10:00 11:40	13:10 14:50	口述試験 15:20～
	物理学科		物理・数学 13:10～16:10				
	化学学科		化学・選択(物理、生物) 13:10～16:10				
	生物学科		生物・選択(物理、化学) 13:10～16:10				
	情報科学科		数学・選択(物理、化学、 生物、数学) 13:10～16:10				
生活 科 学 部	生活環境学科	数学 10:00～11:40					
	人間生活学科						

※ 受験上の注意等については、受験票送付の際に同封する。

9. 合格発表

平成7年(1995年)3月9日(木)午後 学内本部棟前掲示板に発表する。

合格者には、発表当日、「日本国内の連絡先」あてに合格通知を郵送する。

10. 入学手続等

(1) 入学手続日

学部	手 続 日	手 続 時 間	手 続 場 所
全 学 部	3月13日(月)	10:00～12:00、13:00～16:00	本学一般教育2号館
	3月14日(火)	"	"
	3月24日(金)	"	"
	3月27日(月)	"	"

(注) 上記「手続日」欄に示したいずれかの日時に、入学手続を行うこと。
所定の期日までに手続をしない者は、入学を辞退した者として取り扱う。

(2) 手続事項

提出書類	お茶の水女子大学受験票
入学料	260,000円
授業料	前期分 223,800円〔年額 447,600円〕(改定予定額) (注1) 前期分の授業料を上記手続期間中に納入しないときは、4月1日から4月30日までの間に納入することになる。 (注2) 入学手続終了者が3月31日までに入学を辞退した場合には、納付した者の申し出により当該授業料相当額を返還する。 (注3) 授業料の納付については、希望により前期分の納付の際に後期分も合わせて納付することができる。

11. 注意事項

- (1) 提出書類に不備不足等がある場合は受理しない。また、いったん受理した書類は返却しない。
- (2) いかなる理由があっても、既納の検定料は返還しない。
- (3) 合否に関する問い合わせには応じない。

12. 受験に関する問い合わせ先

お茶の水女子大学 学務課留学生係
 〒112 東京都文京区大塚2丁目1番1号
 ☎ 03-3943-3151 (代表) 内線 253

○平成7年度お茶の水女子大学大学院理学研究科（修士課程）学生
第2次募集要項

1. 出願資格 下記該当の女子とする。

- (1) 大学を卒業した者及び平成7年3月卒業見込みの者
- (2) 文部大臣の指定した者
- (3) 外国の大学を卒業した者
- (4) 大学3年生で、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本学大学院が認めた者（ただし、情報科学専攻を除く）
- (5) 大学を卒業した者と同等以上の学力があると本学大学院が認めた者

2. 選抜方法

- (1) 入学者の選抜は、学力検査（筆記試験・口述試験）、調査書等を総合して決定する。
- (2) 外国人学生の選抜は、本学大学院外国人学生規程による。

3. 募集人員及び学力検査

専攻名	募集人員	試験日時	試験科目
数 学	若干名	2月1日(水) 9:20～11:20 11:30～12:30 13:30～15:30 16:30～	一般・基礎教育科目（微積分・線形代数・位相空間） 外国語（英語） 専門科目（数学） 口述試験
物 理 学	若干名	2月1日(水) 9:00～11:00 11:15～12:00 13:00～15:00 16:30～	力学、電磁気学、物理数学 外国語（英語） 熱・統計力学、量子力学各1問及び他の3問中1問選択 口述試験
生 物 学	若干名	2月1日(水) 10:00～12:00 13:00～16:00 16:30～	外国語（英語） 専門科目（生物学の諸分野から出題した中から4問を選択） 口述試験
情 報 科 学	若干名 *(社会人 若干名含む)	2月1日(水) 10:00～12:00 13:00～16:00 16:30～	外国語（英語）及び一般・基礎教育科目（微積分・線形代数） 専門科目（情報科学の諸分野より出題した中から3問選択） 口述試験

※ 社会人は「社会人特別選抜」募集要項による。

4. 出願期間

平成7年1月9日(月)から平成7年1月13日(金)まで。

なお、郵送する場合は、必ず書留で『大学院理学研究科入学願書』と朱書すること。

(1月13日消印有効)

5. 出願手続

(1) 願書受付

ア. 場 所 お茶の水女子大学理学部事務部

〒112 東京都文京区大塚2丁目1番1号

☎ (03) 3943-3151 (大代表)

イ. 時 間 午前9時から午後3時まで

(2) 提出書類等

ア 志願者名票、受験票及び履歴書(本学所定の用紙)

イ 卒業(又は見込)証明書

ウ 健康診断書(本学所定の用紙)

エ 調査書(本学所定の用紙)

オ 検定料 26,000円(現金又は郵便為替)

カ 受験承諾書 在職者及び他の大学院在籍者は、所属長の承諾書を提出すること。(様式随意)

キ 返信用封筒 郵送の場合に限り、あて先を明記して、80円切手を貼った定型郵便物用封筒を同封すること。(ただし、郵便料金改定の際は新料金分の切手を貼付すること。)

6. 合格者の発表

(1) 2月9日(木)正午の予定。理学部第1号館内掲示板に掲示するとともに、

合格通知書を送付する。

(2) 入学手続関係書類は、平成7年3月中旬に送付する。

7. 入學料及び授業料

(1) 入 學 料 260,000円

(2) 授業料年額 447,600円(改定予定)

8. そ の 他

(1) 出願後、書類の変更及び検定料の払戻は行わない。

(2) 出願書類等の請求は、あて先を明記し、190円切手を貼った角型2号封筒(33cm×24cm)を同封すること。(ただし、郵便料金改定の際は新料金分の切手を貼付すること。)

(3) 受験に関する問い合わせは、往復はがきによるか、返信用封筒(切手貼付)を同封し、必ず返信先を明記すること。

9. 大学所在地案内

都営バス 大塚2丁目停留所前

地下鉄 丸の内線 茅荷谷駅 徒歩約5分

〃 有楽町線 護国寺駅(音羽口) 徒歩約5分

理学部研究科（修士課程）各専攻の研究概要

1. 数学専攻

志望区分	担当教官	主な研究分野
数 A (解析学)	教授 高村 幸男 教授 渡辺 ヒサ子 教授 真島 秀行 助教授 前田 ミチエ	関数解析と偏微分方程式 ポテンシャル論 微分方程式論 測度論
数 B (代数学)	教授 藤原 正彦 助教授 榎木 陽子 講師 小木曾 啓示	数論 群論及び表現論 代数幾何学
数 C (幾何学)	教授 小川 洋輔 教授 塚田 和美 助教授 小野 薫	微分幾何 微分幾何 微分幾何及び位相幾何

2. 物理学専攻

志望区分	担当教官	主な研究分野
理 論	教授 柴田 文明 教授 太田 隆夫 教授 菅本 晶夫 助教授 亀井 理 助教授 *森川 雅博 助教授 出口 哲生	非平衡統計力学、量子光学、光通信理論 物性理論、非平衡開放系の理論 素粒子論 物理学史 宇宙物理学 物性基礎論、可解格子模型の理論と応用
実 験	教授 田中 翠 教授 伊藤 厚子 教授 富永 靖徳 教授 浜谷 望	磁性体の構造と相転移 ランダム磁性体の静的・動的構造及び相転移 誘電体・水溶液系のラマン分光と誘電分散 極限条件下の物質構造と相転移

※ 今回は募集を行わない。ただし、3年生からの受験は可とする。

3. 生物学専攻

担当教官	主な研究分野
教授*能村堆子	細胞運動機構
教授清水碩	植物の老化、クロロフィルの代謝
教授*遠山益	光合成器官の形態形成、細胞組織培養法の開発
教授石和貞男	ショウジョウバエを主とした進化・集団遺伝学
教授馬場昭次	纖毛運動の生理学
教授山下貴司	单子葉植物の発生と系統
助教授林正男	高等動物の生化学・細胞生物学、フィロエキシン、ピロエキシン、がん転移
助教授*渡辺洋子	海綿動物を主とした発生及び系統
助教授芦原坦	高等植物の代謝制御機構の解析
助教授根本心一	棘皮動物を主とした発生機構（主に臨海実験所で研究）
講師室伏きみ子	真核細胞の生化学、細胞増殖制御
講師松浦悦子	核外遺伝子系の複製と発現の制御機構
講師最上善広	生体運動の制御機構

(注) 生活環境センター教官の指導を受けることができる。

なお、この資料については生物学科主任に問い合わせること。

* 本年度生の研究指導は行わない。

4. 情報科学専攻

志望区分	担当教官	主な研究分野
情報数理	教授小山敏子 教授笠原勇二 教授竹尾富貴子 助教授吉田裕亮 助教授浅木紀子	離散数学・群論 確率論 情報解析学・作用素論 応用解析学・作用素環論 離散数学・文書処理系
情報処理	教授佐藤治史 教授細矢治夫 教授(兼)平野恒夫 助教授長嶋雲兵 助教授藤代一成 助教授粕川正充	数値解析・計算物理学 グラフ理論の化学への応用・情報化学 計算化学 計算化学・並列分散処理 コンピュータグラフィックス・データベース ヒューマンインターフェイス

大学院理学部研究科概要

1. 目的

お茶の水女子大学大学院は、本学の目的使命に則り、高度の専門学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

2. 履修方法及び課程の修了

- (1) 各専攻の授業科目（別表）について、30単位以上修得しなければならない。
ただし、指導教官が当該学生の研究上特に必要と認めた場合には、指導教官が指定した他の専攻、他研究科又は学部の授業科目を履修し、これを修士課程の単位とすることができる。
- (2) 課程の修了には、2年以上在学し、所要の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

3. 学位の授与

理学研究科の課程を修了した者には、本学学位規則により「修士（理学）」の学位を授与する。

4. 授業科目一覧

数学專攻

物理学專攻

化学專攻

生物学專攻

情報科学専攻

平成7年度お茶の水女子大学大学院 理学研究科（修士課程）社会人特別選抜学生募集要項

1. 募集の趣旨

お茶の水女子大学の理学研究科（修士課程）では、平成6年度から情報科学専攻が設置されました。急速に進歩する情報化社会の要求に応えるため、この専攻では、企業や学校に在職のまま、あるいは家庭での仕事を続けながらも修士の学位が取得できるように、社会に出た女性のための高等教育への道をひらくこととし、ここに昼夜開講制を伴う社会人特別選抜を実施するものです。

2. 募集人員

情報科学専攻 若干名

3. 出願資格

次のいずれかに該当し、平成6年4月までに2年以上の社会経験を経た女子とする。

4. 選抜方法及び学力検査

入学者の選抜は、学力検査（筆記試験・口述試験）、調査書、希望する研究課題の内容等を総合して決定する。

試験日時 2月1日（水） 10：00～12：00 外国語（英語）及び一般・基礎教育科目（微積分・線形代数）
14：00 口述試験

試験場所 お茶の水女子大学

5. 出願期間

平成7年1月9日（月）から平成7年1月13日（金）まで。

なお、郵送する場合は、必ず書留で『大学院理学研究科入学願書』と朱書すること。

（1月13日消印有効）

6. 出願手続

(1) 願書受付

ア 場 所 お茶の水女子大学理学部事務部
〒112 東京都文京区大塚2丁目1番1号
☎ (03) 3943-3151 (大代表)

イ 時 間 午前9時から午後3時まで

(2) 提出書類等

ア 志願者名票、受験票及び履歴書（本学所定の用紙）
イ 志望理由書（本学所定の用紙）
ウ 卒業証明書

- エ 調査書（本学所定の用紙）
- オ 受験承諾書（本学所定の用紙、任命権者又は所属企業等の長が作成したもの）
- カ 健康診断書（本学所定の用紙）
- キ 検定料 26,000円（現金又は郵便為替）
- ク 返信用封筒 郵送の場合に限り、あて先を明記して、80円切手を貼った定型郵便物用封筒を同封すること。

7. 合格者の発表

- (1) 2月9日（木）正午の予定。理学部1号館内掲示板に掲示するとともに、合格通知書を送付する。
- (2) 入学手続関係書類は、平成7年3月中旬に送付する。

8. 入学料及び授業料

- (1) 入学料 260,000円
- (2) 授業料年額 447,600円（改定予定）

9. その他

- (1) 出願後、書類の変更及び検定料の払戻は行わない。
- (2) 出願書類等の請求は、あて先を明記し、190円切手を貼った角型2号封筒（33cm×24cm）を同封すること。
- (3) 受験に関する問い合わせは、往復はがきによるか、返信用封筒（切手貼付）を同封し、必ず返信先を明記すること。

10. 大学所在地案内

都営バス 大塚2丁目停留所前
 地下鉄 丸の内線 茗荷谷駅 徒歩約5分
 " 有楽町線 護国寺駅（音羽口）徒歩約5分

11. 昼夜開講制と教育方法の特例について

情報科学専攻では社会人を対象に大学院設置基準第14条の規定による教育方法の特例として昼夜開講制を行うこととし、その概略は次のとおりである。

修士課程の2年のうち、前半の1年間は原則として本学での履修を必要とするが、後半の1年間はスクーリングのしづらさを大幅に緩和したかたちで研究指導をうけながら、修士論文を作成することになる。しかし、特別の事情のある場合は、最初の1年間も夏休みなどの活用によって、かなり柔軟な学習形態をとることもできる。

このように、指導教官の指導のもとに受講計画、研究計画について個々に柔軟に対応することができる。

理学研究科（修士課程）情報科学専攻の研究概要

志望区分	担当教官	主な研究分野
情報数理	教授 小山 敏子 教授 笠原 勇二 教授 竹尾 富貴子 助教授 吉田 裕亮 助教授 浅本 紀子	離散数学・群論 確率論 情報解析学・作用素論 応用解析学・作用素環論 離散数学・文書処理系
情報処理	教授 佐藤 治史 教授 細矢 治夫 教授(兼) 平野 恒夫 助教授 長嶋 雲兵 助教授 藤代 一成 助教授 稲川 正充	数値解析・計算物理学 グラフ理論の化学への応用・情報化学 計算化学 計算化学・並列分散処理 コンピュータグラフィックス・データベース ヒューマンインターフェイス

大学院理学研究科概要

1. 目 的

お茶の水女子大学大学院は、本学の目的使命に則り、高度の専門学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

2. 履修方法及び課程の修了

- (1) 各専攻の授業科目（別表）について、30単位以上修得しなければならない。
ただし、指導教官が当該学生の研究上特に必要と認めた場合には、指導教官
が指定した他の専攻、他研究科又は学部の授業科目を履修し、これを修士課程
の単位とすることができる。

(2) 課程の修了には、2年以上在学し、所要の単位を修得し、かつ、必要な研究
指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

3. 学位の授与

理学研究科の課程を修了した者には、本学学位規則により「修士(理学)」の学位を授与する。

4. 授業科目一覧

情報科学専攻

**平成 7 年度 お茶の水女子大学大学院家政学研究科（修士課程）
第 2 次 学生募集要項**

1. 専攻名及び募集人員

専 攻 名	募集人員
児 童 学 専 攻	若干名
食 物 学 専 攻	若干名
被 服 学 専 攻	若干名
家庭 経 営 学 専 攻	若干名

2. 修業年限 2年

3. 出願資格 下記に該当する女子とする。

- (1) 大学を卒業した者及び平成 7 年 3 月卒業見込の者
- (2) 本学の大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

4. 選考方法 入学者の選考は、筆記試験、口述試験及び調査書等を総合して決定する。

5. 出願手続

- (1) 入学願書・写真票及び受験票（用紙は本学所定のもの）
- (2) 卒業証明書又は卒業見込証明書（本学出身者は不要）
- (3) 推 薦 書 指導教官又は主任教官等により作成されたもの（形式随意、用紙は B5 版縦長横書とする。）（本学出身者は不要）
- (4) 調 査 書 用紙は本学所定のもの
- (5) 健康診断書 用紙は本学所定のもの
- (6) 写 真 正面上半身の名刺型（4.5cm×5.5cm）で出願前 3 か月以内に撮影したもの 2 枚。（写真票及び受験票に貼付）
- (7) 受験許可書 在職中の者は所属長の許可書を添えること。
- (8) 入学検定料 26,000円

上記出願書類を一括し、検定料を添えて所定の期日までに本学に提出すること。

※郵送（締切日までの消印有効）により出願する際は、書留速達とし、「大学院家政学研究科入学願書在中」と朱書すること。

なお、検定料（郵便為替とし、受取人欄に「お茶の水女子大学」とだけ記入）と受験票返送用封筒（あて先を表記し、80円切手を貼付）を同封すること。

6. 出願期間・選考期日・願書受付場所

区分 専攻名	出願期間	選考期日
児童学専攻	平成7年 1月9日(月)	平成7年 2月1日(木)
食物学専攻		
被服学専攻		
家庭経営学専攻	1月13日(金)	

- (1) 受付期間 平日 午前9時～午前11時30分 午後1時～午後3時
 (2) 受付場所 〒112 東京都文京区大塚2丁目1番1号
 電話 (03)3943-3151 (大代表)
 本学生活科学部事務部
 (都バス大塚2丁目又は地下鉄茗荷谷あるいは護国寺下車)

7. 試験時間及び試験場所

(1) 筆記試験・口述試験

専攻名	筆記試験			口述試験 14:40～
	第一外国語 9:30～10:45	第二外国語 10:45～11:30	専門科目 12:30～14:30	
児童学専攻	英語 I	英語 II	発達臨床学 (発達・臨床・障害・保育・人間関係等)	専攻(学士論文のある者は学士論文を含む)について行う。

ア. 児童学専攻志願者は、①大学院における研究計画書(2,000字程度)及び②口述試験面接票を出願の際提出すること。

専攻名	筆記試験		口述試験 15:40～
	外国語 10:00～11:30	専門科目 12:30～15:30	
食物学専攻	英語	1) 一般化学 2) 栄養学・食品学・食品貯蔵学・調理学	専攻(学士論文のある者は学士論文を含む)について行う。

専攻名		筆記試験			口述試験 15:40~
		第一外国語 9:30~10:30	※第二外国語 10:45~11:30	専門科目 12:30~15:30	
被服専攻	被服材料学	英語	英語	1) 一般化学(有機・無機・物理化学) 2) 被服材料学(繊維化学を含む) 被服整理学(染色化学を含む)	専攻(学士論文のある者は学士論文を含む)について行う。
	被服生理学		英語	1) 被服構成学 2) 被服算算学	
	被服構成学		英語、独語、仏語の内一	1) 服飾美学 2) 服飾史(日本・西洋) 3) 論文	
	被服美学		英語、独語、仏語の内一	1) 流行情報論 2) 服飾史(日本・西洋) 3) 論文	
	流行情報学				

- ア. ※第二外国語の受験に際しては辞書を携行して差支えない。
イ. 被服学専攻志願者は、選択科目名を入学願書及び写真票に記入すること。

専攻名	筆記試験			口述試験 15:40~
	第一外国語 9:30~10:30	第二外国語 10:45~11:30	専門科目 12:30~15:30	
家庭経営学専攻	英語 I (英文和訳)	英語 II (和文英訳)	家政学原論・家庭経済学・家族関係学	専攻(学士論文のある者は学士論文を含む)について行う。

- ア. 英語IIの受験に際しては辞書を携行して差支えない。
イ. 家庭経営学専攻志願者は、①大学院における研究計画及び②卒業研究要旨又はこれにかわるものをそれぞれB5版・400字・横書原稿用紙2枚にまとめて出願の際提出すること。

(2) 試験場所 お茶の水女子大学(東京都文京区大塚2丁目1番1号)

8. 入学科及び授業料

入学科 260,000円
授業料(年間) 447,600円

9. 合格者発表

合格した者には平成7年2月9日(木)午後、本人に通知するとともに学内にその氏名を掲示する。

10. 健康診断

健康診断は健康診断書による。この診断書の検査の結果、本学において更に必要と認めた者に対しては精密検査を行う。

11. 注意事項

- (1) 出願書類等の請求又は照会のあて先はすべて本学「生活科学部事務部」とし、返信用封筒（あて先を表記し190円切手を貼付）を同封すること。
- (2) 出願手続後の書類変更や検定料の払い戻しは行わない。
- (3) 合格、不合格に関する問い合わせには一切応じない。
- (4) 外国人留学生に関しては、出願書類等が異なるため、本学の学生部学務課留学生係が取り扱うので、同係に問い合わせること。

お茶の水女子大学大学院家政学研究科修士課程概要

1. 目的及び使命

本学大学院は、本学の目的を則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的する。

2. 専攻及び学生定員

家政学研究科に次の専攻をおき、学生定員は次のとおりとする。

専 攻 名	入学定員	総定員
児童学専攻	8	16
食物学専攻	10	20
被服学専攻	8	16
家庭経営学専攻	6	12
計	32	64

3. 授業科目履修方法及び課程の修了

(1) 学生は2年以上在学し、それぞれの専攻課程の授業科目について30単位以上履修しなければならない。

ただし、専攻課程担当の指導教官が当該学生の研究上特に必要と認めた場合に限り、指導教官の指定する他の専攻課程・他研究科及び学部の授業科目を履修して、これを修士課程の単位とすることができる。

(2) 課程の修了には、2年以上在学し所要の単位を修得し、かつ学位論文を提出して最終試験に合格しなければならない。

4. 学位授与

本研究科において、課程を修了した者に対しては、修士の学位を授与する。

5. 専攻別授業科目・担当教官

専攻	授業科目名	担当教官	授業科目名	担当教官
児童学専攻	人間関係学特論	教授 黒田 淑子	児童学特別講義	教授 原 ひろ子
	児童心理学特論	教授 無藤 隆	児童発達学特論	講師 柴坂 寿子
	臨床心理学特論	教授 飯長 喜一郎	児童学研究特論	講師 (兼任)
	保育学特論	講師 田代 和美	人間環境学特論	" "
	発達臨床学特論	" "	児童臨床学特論	" "
	発達神経学特論	教授 水野 梯一	児童保健学特論	" "
	障害臨床学特論	講師 山本 政人	児童社会特論	" "
	児童福祉特論	助教授 杉田 孝夫	集団理論特論	" "
	児童学特別研究	全専任教官	児童臨床特別実習	" "
食物学専攻	栄養化学特論 I	教授 荒川 信彦	生物化学特論第II	教授 倉田 忠昌
	栄養化学特論 II	助教授 大塚 恵惠	環境生化学特論	教授 大橋 昌子
	食品化学特論 I	教授 小林 彰夫	食品微生物学特論	助教授 富永 典
	食品化学特論 II	助教授 久保田 紀久枝	食物学特別研究	全専任教官
	食品貯蔵学特論 I	教授 本間 清一	栄養生理学特論	講師 (兼任)
	食品貯蔵学特論 II	助教授 村田 容常	特殊栄養学特論	" "
	調理学特論 I	教授 島田 淳子	食品物性特論	" "
	調理学特論 II	助教授 畑江 敬子	食物学特別講義	" "
	生物化学特論第I	教授 五十嵐 僚脩		
被服学専攻	被服材料学特論	教授 小川 昭二郎	服飾史特論 I	助教授 吉村 佳子
	被服材料化学特論	" "	服飾史特論 II	" "
	生活材料学特論	助教授 仲西 正	流行情報特論	教授 板倉 壽郎
	生活材料化学特論	" "	情報設計特論	" "
	被服整理学特論	教授 中島 利誠	被服学輪講	全専任教官
	染色化学特論	教授 駒城 素子	被服学特別研究	" "
	洗浄科学特論	" "	被服物理学特論	講師 (兼任)
	繊維界面科学	助教授 會川 義寛	高分子科学特論	" "
	被服環境学特論	教授 田中辰明	繊維構造論	" "
	被服構成学特論 I	助教授 長谷部 ヤエ	被服衛生学特論	" "
	被服構成学特論 III	" "	応用界面化学	" "
	被服構成学特論 II	助教授 田辺 新一	被服構成学特論 V	" "
	被服構成学特論 IV	" "	被服構成学特論 VI	" "
	服飾美学特論 I	教授 小池 三枝	芸術学特論	" "
	服飾美学特論 III	" "	被服学特別講義	" "
	服飾美学特論 II	助教授 徳井 淑子		
	服飾美学特論 IV	" "		
家庭經營学専攻	家政学原論特論 I	教授 富田 守	家族關係学特論	教授 湯沢 彦義
	家政学原論特論 II	助教授 松浦 秀治	家庭法律学特論	教授 利谷 信
	生活史特論	" "	家庭科教育特論 I	助教授 牧野 カツコ
	生活行動論特論	教授 水野 梯一	家庭科教育特論 II	" 未定 "
	家庭管理学特論 I	教授 富田 守	居住学特論	教授 原 ひろ子
	家庭管理学特論 II	助教授 鈴木 恵美子	女性学特論 I	助教授 舛原 かおる
	人間生体学特論	" "	女性学特論 II	全専任教官
	労働経済学特論	教授 篠塚 英子	家庭經營学特別研究	講師 柴坂 寿子
	生活経済学特論	助教授 御船 美智子	人間行動学特論 I	" "
	消費者経済学特論	助教授 犬塚 伝也	人間行動学特論 II	講師 (兼任)
	家族社会学特論	教授 袖井 孝子	消費者行動論	助教授 杉田 孝夫
	比較家族研究特論	" "	家族思想史特論	

家政学研究科（修士課程）各専攻の研究概要

1. 児童学専攻

担当教官	主な研究分野
教授 水野悌一	多動や学習障害の早期診断と治療
教授 黒田淑子	人間関係・生活臨床の諸問題への心理劇的アプローチ
教授 飯長喜一郎	カウンセリングの過程
教授 無藤隆	子どもの生活における学習と発達および対人関係
助教授 杉田孝夫	家族思想・児童福祉思想の比較思想史的研究
講師 山本政人	コミュニケーションの発達と障害
講師 田代和美	乳幼児の保育と臨床

2. 食物学専攻

担当教官	主な研究分野
教授 荒川信彦	ビタミンC関連物質の栄養生化学及びその代謝制御機構
教授 小林彰夫	食品香気成分の化学的分析および合成を含む構造決定
教授 島田淳子	食品の調理機構の解明および嗜好性の客観評価
教授 本間清一	食品の加工貯蔵中の成分間反応と着色等の品質形成との関係
教授 五十嵐脩一	脂溶性ビタミン、必須脂肪酸の生理活性機構の解明
教授 大橋昌子	生体内オリゴ糖鎖の構造と生理活性の解明
教授 倉田忠男	アスコルビン酸およびその関連物質反応性と構造の解析
助教授 久保田紀久枝	食品中の香氣およびその機能性に関与する成分の化学
助教授 畑江敬子	調理による食品の化学的、物理的、感覚的变化とその制御
助教授 大塚恵惠	微量栄養素の生理効果および代謝制御
助教授 村田容常	食品中の生物活性物質及び成分間反応の化学・生化学
助教授 富永典子	極限環境下の微細藻類の生理・生化学

3. 被服学専攻

担当教官	主な研究分野
教授 中島利誠	衣内微気候の生理工学及び感覚工学
教授 小池三枝	日本近世・近代の服飾と美意識
教授 板倉壽郎	流行情報伝達の構造解明
教授 田中辰彰	繊維製造時に必要な空気調和工学の理論
教授 小川昭二郎	被服材料及び有機機能性材料の化学
教授 駒城素子	高分子ビルダーの物性と洗浄機構の解析
助教授 長谷部ヤエ	着衣による生理的影響と熱的快適性
助教授 徳井淑子	フランス服飾史を対象とした服飾表現論
助教授 仲西正一	高分子を中心とした生活材料の機能発現機構の解明
助教授 田辺新一	衣住環境の人体的側面からの評価
助教授 會川義寛	体表よりの物理的刺激と人体の応答
助教授 吉村佳子	日本中世の服飾と美意識

4. 家庭経営学専攻

担当教官	主な研究分野
教授 湯沢 雅彦	家族問題の法社会学的研究ならびに生活史研究
教授 富田 守	家政学の學問論および生活行動の生理学的研究
教授 袖井 孝子	高齢化社会および個人の加齢に関する研究
教授 利谷 信彦	家族法の基本問題（氏、離婚、扶養、相続など）の研究
教授 篠塚 英子	労働者の行動を労働経済学の手法で研究
教授 原 ひろ子	諸文化に於ける人間の一生のジェンダー分析と女性政策の研究
助教授 犬塚 伝也	消費者・生活者の視点からの経済学的研究
助教授 牧野 カツコ	家庭科教育における教育内容および教育方法の研究
助教授 鈴木 恵美子	人の健康に関する生化学的研究、人体の生化学
助教授 松浦 秀治	人類の生活史、ヒトの由来と進化およびその編年
助教授 御船 美智子	家族の経済生活と家計の構造研究
助教授 舎館 かおる	ジェンダー規範と制度に関する研究
講師 柴坂 寿子	人間の対人行動の観察研究

諸 報

○永年勤続者表彰について

平成6年度永年勤続者表彰式が平成6年11月22日大学会議室で行われ、被表彰者には、表彰状並びに記念品が授与されました。

被表彰者は次のとおりです。

学長表彰者

文	教	育	学	部	賀	秀	夫
理	學	學	部	山	益		
生	活	科	學	川	昭	二郎	
附	屬	小	學	坂	利	厚	
		“		田	淳	勉	
附	屬	中	學	石	和	子	
庶	務	學	課	田	啓	明	
會	計	課	課	田	政	男	
		“		本	正	三	
学	生	生	課	藤	斎	健	
生	活	科	學	城	藤	和	
			部	田	代	敏	

文部大臣表彰者

会 計 課 辻 正 行



(永年勤続表彰式)

○平成6年度教育者表彰について

平成6年度教育者表彰において附属小学校 古市憲一 教頭が、学校教育の振興に関し特に功績顕著な教育者として平成6年11月28日表彰されました。

○平成6年度学校保健及び学校安全に関する文部大臣表彰について

平成6年度学校保健及び学校安全に関する文部大臣表彰において元附属小学校 平山宗宏 学校医が、学校保健に優秀な成果をあげた者として平成6年11月10日表彰されました。

○奨学金授与式について

平成6年度奨学金授与式が11月24日(木)大学会議室(生活科学部本館2館)で行われた。

奨学金受賞者

* 保井・黒田奨学金受賞者(2名)

第51号 下尾由美

研究題目「非平衡系の統計力学」

第52号 中田恭子

研究題目「4員環と8員環を含む CaB_2C_2 および5員環と7員環を含む ScB_2C_2 の電子構造に関する理論的研究」

* 被服学奨学金受賞者(1名)

第53号 野口ひろみ

研究題目「服飾とその絵画表現に関する研究」

* 食物学奨学金受賞者(1名)

第52号 野村典子

研究題目「酸素センサーによる食品の品質評価法の開発」

* 家庭経営学奨学金受賞者(1名)

第38号 佐藤裕紀子

研究題目「現代家族の生活時間構造と機能」

* 人間文化研究科奨学金受賞者(1名)

第15号 清瀬千佳子

研究題目「ビタミンE立体異性体の生体内動態とその識別」

* 池田摩耶子記念奨学金受賞者(3名)

第27号 成賢珠

研究題目「日本近世史『紀州藩江戸屋敷の変遷』」

第28号 方 仁 成

研究題目「幼児期の母子のやりとりにおける母親のコントロール方略と子どもの不服従」

第29号 蔡 慧 媚

研究題目「子どもの教育をめぐる親の意識と教育費」

*池田重記念奨学金受賞者（1名）

第6号 申 銀 珠

研究題目「1920年代の日本近代文学と韓国近代文学との比較研究」

*平成6年度外国人留学生奨学助成金受賞者（7名）

李 弘 慧（中国）

朴 蓮 淑（韓国）

楊 晶（中国）

陳 鵬（中国）

沈 受 條（韓国）

郭 恩 廷（韓国）

高 美 英（台湾）

○「お茶の水女子大学の現状と課題」懇談会（第2回）の開催について

平成6年12月12日(月)に都内会館において、2回目の「お茶の水女子大学の現状と課題」懇談会が開催された。

この懇談会は、国立の女子大学である本学のあり方等について広く意見を交換することを目的としているものであり、第2回目となる今回は、山本東京女子大学長他7名の学外有識者、学長他8名の本学関係者が出席した。

学長より本学の概要び現状と課題について説明があり、その後、活発な意見交換が行われた。



（「お茶の水女子大学の現状と課題」懇談会（第2回））

○海外渡航

所属・職名	氏 名	渡航先国	渡航目的	期間	渡航種目
文教育学部 ・助教授	田辺新一	大韓民国	延世大学家政学部創立30周年記念シンポジウムにおける特別講演	6.10.27～ 6.10.29	外国出張
文教育学部 ・教授	徳丸吉彦	イスラエル ポーランド共和国 ベルギー王国	国際交流基金・日本伝統音楽等に関する講演	6.11.19～ 6.12.6	外国出張
附属高等学校 ・教諭	高橋通泰	オーストリア共和国 ハンガリー共和国 イスラエル他	平成6年度国立大学・学部附属学校等教官海外教員事情視察団B団の視察に参加	6.11.5～ 6.12.29	外国出張
文教育学部 ・助教授	相原茂	中華人民共和国	山東大学での学術講演及び北京において研究打合せと資料収集	6.10.28～ 6.11.5	海外研修
文教育学部 ・教授	徳丸吉彦	中華人民共和国	中国社会科学院での博士論文指導	6.11.1～ 6.11.8	海外研修
文教育学部 ・教授	佐藤保	中華人民共和国	中国社会科学院での博士論文指導	6.11.1～ 6.11.12	海外研修
理学部・教授	福田豊	オーストリア共和国 ハンガリー共和国 イスラエル他	日本学術振興会二国間交流事業研究討論・講演のため	6.12.7～ 7.1.3	海外研修
理学部・助手	大場清	シンガポール共和国	パシフィックリム幾何コンファレンスに参加するため	6.12.10～ 6.12.18	海外研修
文教育学部 ・教授	辻佐保子	フランス共和国	ニコラ・プッサン展覧会見学及び資料収集	6.12.12～ 6.12.27	海外研修
生活科学部 ・教授	小池三枝	チェコ共和国	国立カレル大学哲学部における日本学研究の相互交流のため	6.12.23～ 7.1.3	海外研修

○レクリエーション行事

行 事 名	実 施 日 時	参 加 者 数	内 容・入賞者	実施場所
ミュージカル鑑賞	平成6年 10月30日～ 11月5日	20人	題名「ドリーミング」(劇団四季)	青山劇場
歌舞伎鑑賞	平成6年 11月6、12、13 20、23日	50人	題名 「博多小女郎浪枕」	国立劇場
美術鑑賞	平成6年 11月3日～ 12月4日	39人	題名「横山大観展」	東武美術館
映画鑑賞	平成6年 11月30日～ 配付	125人	題名 「スピード」「ゴジラ対スペース ゴジラ」 「悪徳の栄え」「哀愁花火」「酔 拳2」「イヴォンヌの香り」「リ アリティバイツ」「今そこにある 危機」「34丁目の奇跡」「ネバー エンディングストーリー3」「男 はつらいよ／釣りバカ日誌」「家 なき子」「美少女戦士セーラーム ーンS」「インタビュー・ウィズ・ パンパイア」	近郊映画館
職員バドミントン大会	平成6年 11月21日	39人	優勝 会計課Aチーム 準優勝 会計課Bチーム 第3位 施設課チーム	附属中学校 アリーナ

○研 修

名 称	実 施 日 時	対 象 者	修了者	主 催
平成6年度関東甲信越地区 国立学校事務電算化担当職 員研修Aコース (プログラミングコース)	平成6年 10月24日～ 11月1日	関東A地区及び関東C 地区で事務電算化を担 当する職員	会計課・出納係員 丸山 彰英 会計課・用度係員 斎藤 太一 施設課・企画係員 宮内 朝彦	文部省及び 東京工業大学

○健康診断

事 项	実 施 日 時	対 象 者	受診者数	実 施 場 所
職員定期健康診断(第2回)	平成6年11月30日	全職員。ただし、前回又は人 間ドックの受診者及び遠隔地 勤務者を除く。	24人	保健管理 センター

日誌

◇諸会議

- 10月27日（木） 関プロ国立大学事務局長会議（～28日、於・山梨大学）、共済組合地区別事務担当者打合せ会議（～28日、於・群馬）
- 29日（土） 女子大学連盟総会（於・宮城学院女子大学）
- 31日（月） 国立大学協会第1常置委員会（於・東京大学）
- 11月 7日（月） 事務連絡会議、関プロ管理事務協議会（～8日、於・水戸）
- 8日（火） 入学試験委員会
- 9日（水） 東京地区大学入試センター試験に関する入試担当課長会議（於・日本歯科大学）、東京地区国立大学文化祭委員会（於・東京工業大学）
- 11日（金） 自己点検・評価検討委員会
- 15日（火） 部局長会議、防災委員会、主任会議（3学部）、附属高等学校長候補者選考委員会
- 16日（水） 教授会、学生委員会、国立大学協会総会（～17日、於・学士会館）
- 18日（金） 国立大学協会事務連絡会議（於・学士会館）
- 22日（火） 部局長会議、大学入試広報セミナー（於・朝日ホール）
- 24日（木） 評議会、研究科会議、学内LAN整備特別委員会
- 28日（月） カリキュラム委員会
- 12月 2日（金） 事務連絡会議
- 5日（月） 入学試験委員会、学内LAN整備特別委員会、共通機器センター運営委員会
- 6日（火） 部局長会議、主任会議（3学部）、附属高等学校長選考委員会
- 7日（水） 臨時評議会、教授会
- 8日（金） 公開講座委員会

- 9日（金） 女性文化研究センター運営委員会
- 13日（火） 部局長会議、学生委員会、附属学校運営委員会、厚生補導担当教職員研究協議会
- 14日（水） 評議会、大学院問題検討特別委員会、カリキュラム委員会、附属学校教育研究委員会
- 15日（木） 大学入試センター試験入試担当者連絡協議会（於・昭和女子大学）
- 16日（金） 附属図書館運営委員会

◇行事等

- 10月29日（土） 公開講座、理学部見学会（第1回）
- 11月 1日（火） 文教育学部推薦入学願書受付（～8日）、理学部・生活科学部推薦入学願書受付（～7日）
- 2日（水） 就職ガイダンス
- 5日（土） 公開講座
- 9日（水） マスコミ就職セミナー
- 12日（土） 緘音祭（～13日）
- 16日（水） 第1次学長選挙、就職ガイダンス
- 17日（木） 文部省人事関係事務処理状況調査（任用）、関東財務局行政財産等監査（～18日）
- 19日（土） 公開講座、国際学生宿舎防災訓練
- 21日（月） バドミントン大会、献血（～22日）
- 22日（火） 永年勤続者表彰式、附属幼稚園入学願書受付
- 24日（木） 奨学金授与式
- 26日（土） 公開講座
- 28日（月） 附属小学校入学願書受付
- 29日（火） 創立記念日、文教育学部推薦入学第2次選考（～30日）、生活科学学部推薦入学第2次選考、国際学生宿舎完成記念祝賀会
- 30日（水） 理学部3号館竣工披露会、第2次定期健康診断、就職内定者の活動体験

報告会（第1回）

- 12月1日（木） 理学部推薦入学・帰国子女第2次選考
2日（金） 防災訓練
7日（水） 第2次学長選挙、就職内定者の活動
体験報告会（第2回）
8日（木） 3学部推薦入学・帰国子女合格発表
12日（月） 「お茶の水女子大学の現状と課題」
懇談会（於・東海大学校友会館）
13日（火） 学位記（論文博士）授与式
19日（月） 附属小学校第1次検定（抽選）
20日（火） 予算・決算繰越事務説明会予算編成
（～25日）、附属小学校第2次検定
（～21日）
21日（水） 大学入試センター試験監督者説明会、
理学部見学会（第2回）
22日（木） 附属小学校合格発表、毒物・劇物に
関する立ち入り検査（東京都衛生局）
26日（月） 推薦入学合格者入学手続き（～27日）
28日（水） 仕事納め